

(4) 竹島漁労と 1970 年代の竹島問題

藤井賢二

はじめに

戦後日韓両国間の竹島問題をめぐる対立について、筆者（藤井—以下同じ—）は 1977～78 年を一つの画期ととらえてきた。1977 年 2 月 5 日の参議院本会議で福田赳夫首相が、当時世界で設定が進みつつあった領海 12 海里・200 海里漁業水域についての日本政府の対応を問われて、竹島は「わが国の固有の領土でありますので、その固有の領土であるという前提に立って 12 海里ということが設定される」と答弁し、韓国はこれに反発した¹。翌 1978 年 5 月に韓国政府は領海 12 海里を暫定実施して竹島近海の日本漁船を排除したため、島根・鳥取両県の漁業者の要請を受けた日本政府は日本漁船の安全操業の確保を韓国に求めたが、現在も日本漁船の竹島近海での操業は実現していない。

このような韓国による竹島不法占拠強化によって 1977～78 年に竹島問題は新たな段階に入った。本稿は、ここに至る経緯を竹島周辺海域での漁労の問題を中心に考えるものである。

1. 韓国の竹島不法占拠と竹島漁労

1951 年 9 月 8 日に調印されたサンフランシスコ平和条約では、日本領としての竹島の地位に変化はなかった。韓国政府は国際条約に従って自国民の竹島への出漁を禁止すべきであったが、そうはしなかった。それどころか、1952 年 1 月 18 日の李承晩ライン宣言（正式名称は「隣接海洋に対する主権に関する宣言」）で主権行使を宣言した広大な水域に竹島を含ませ、1953 年 7 月 12 日の竹島での韓国人による日本の巡視船への銃撃という危険な行為を正当化し、1954 年夏には公務員の竹島駐留をはじめたのである。

占領下の日本では 1946 年 1 月 29 日付連合軍司令部指令「若干の外廓地域を政治上日本から分離することに関する覚書」（SCAPIN-677）によって竹島への日本政府の権力行使が停止された。また、1945 年 9 月 27 日に定められた、いわゆるマッカーサーラインによる操業許可区域は 1946 年 6 月 22 日付連合軍司令部指令「日本の漁業及び捕鯨業許可区域に関する覚書」（SCAPIN-1033）で拡張されたが、同時に、日本船舶と乗員の竹島周辺 12 海里以内への接近および竹島への接触が禁止された。1949 年 9 月 19 日付の同名の指令（SCAPIN-2046）で接近禁止範囲は 12 海里から 3 海里に縮小した。こうして、戦前から竹島での漁獲を許可されてきた隠岐の漁業者は竹島での操業が禁止されることになった²。

¹ ヒョンドソン 大松『領土ナショナリズムの誕生 - 「独島／竹島問題」の政治学』（ミネルヴァ書房 2006 年 11 月 京都）では、1977 年の福田発言は「日本の一二海里領海と二〇〇海里漁業水域宣布の際」に行われた、また「日本は一九七七年一月一日から一二海里領海法と二〇〇海里漁業水域に関する暫定措置法を施行した」とある（130 頁）。しかし、「領海及び接続水域に関する法律」（法律第 30 号）と「漁業水域に関する暫定措置法」（法律第 31 号）は同年 5 月 2 日に公布され 7 月 1 日に施行された。1977～78 年の日韓の対立については、拙著『竹島問題の起原—戦後日韓海洋紛争史—』（ミネルヴァ書房 2018 年 4 月 京都）第 11 章・終章で論じた。

² 1945 年 10 月 1 日付「臨時漁船取締規則」（農林省令第 5 号）でマッカーサーライン外での漁船の運航が禁止された。操業許可区域拡張にともなう 1946 年 6 月 29 日付の「臨時漁船取締規則」一部改正（農林省令第 38 号）で、竹島周辺 12 海里以内での漁船の運航と竹島上陸は禁止された。1949 年 8 月 15 日付「漁船の操業区域の制限に関する政令」（政令第 306 号）でも竹島周辺 12 海里以内での漁船の運航と操業そして竹島への上陸は禁止された。同年 9 月 21 日付の「漁船の操業区域の制限に関する政令の一部を改正する政令」（政令第 339 号）で禁止範囲は 12 海里から 3 海里に縮小した。

竹島が在日米軍の爆撃訓練区域にされたこともあって日本人が出漁できない間に、朝鮮（韓国）人が勝手に竹島（韓国名「独島」）で漁労していた。それに関連する記事等をまとめたのが次表である。

（○は不明字、他の引用資料も同じ一筆者一）

報道等の名称	報道等の概要
(1)「倭族日本の見当外れの言動 鬱陵島近海の小島を自分の島だと漁区として所有」 （1947年6月20日付『大邱時報』大邱）	「独島」を「海狗、獺、鮑貝、甘藷（ワカメ一筆者補註一）等の産地」と述べ、「最近では島根県境港の日本人某が自分の漁区として所有している模様で、今年四月に鬱陵島漁船一隻が独島近海に出漁するとこの漁船を見て機銃掃射を敢行したという」とある ³ 。
(2)「鬱陵島に無人島発見 我が所有が明確！」（1947年6月20日付『嶺南日報』大邱）	「この独島の主産物としては、海狗、鮑貝などが多量に生産されており、最近では倭奴たちが公々然と漁業権を主張していて非常に島民の怨嗟の的になっているという」とある。
(3)「独島は海産物の宝庫、しかし人に住めない所」（1947年8月23日付『婦女日報』婦女日報社 大邱）	1947年8月20日に「独島」に上陸した「独島探査隊」によれば、竹島は「無人島で人畜の生存はまったく不可能だが海産物は豊富に〇〇し、アシカなどの海獣が繁殖しているが問題の倭人の来往はまったくないという」。
(4)「鬱陵島紀行（三）浦項支局 具東鍊」（1947年9月23日付『水産経済新聞』ソウル）	「独島」で「採れる和布、天草などの海藻は豊富で、遠くから来て作業するのに十分な価値がある」とある ⁴ 。ただし、潜水器漁業は鬱陵島の天府港や母船の不備で成果を上げていないと報告している。
(5)「鬱陵、独島でワカメ無尽蔵 東海岸寒流で不漁断続」 （1948年3月22日付『民主衆報』民主衆報社 釜山）	「慶北漁連」では「独島では昆布が無尽蔵であることを発見してその総力をあげて本格的採取に着手するという。」
(6)韓奎浩「惨劇の独島」（『新天地』3-6 ソウル新聞社 1948年7月 ソウル）	1948年6月8日の米軍機による竹島爆撃事件による被害者は、ワカメを採取していた朝鮮人（死者16名中9名が江原道、7名が鬱陵島住民。負傷者3名中1名が江原道、2名が鬱陵島住民）であった ⁵ 。

³この記事の情報源と考えられるのが、慶尚北道知事が南朝鮮過渡政府民政長官に宛てた、1947年6月17日付「鬱陵島所属独島領有確認の件」である（韓国国家記録院所蔵資料「独島（竹島）に関する調査の件」（管理番号：BA0182403 生産年度：1951 生産機関：内務部地方行政局行政課）。この中に「近日には日本境港の某日本人の個人所有になって漁獲を禁止した」、「今年四月中旬に鬱陵島漁民がこの島に出漁したが国籍不明の飛行機から機関銃掃射を受けた」という記述がある（11～12コマ）。米軍の爆撃訓練の一環であった可能性がある「国籍不明の飛行機」による「機関銃掃射」が、『大邱時報』の記事では「日本人某」の仕業となり、日本への反感を高めているところに、日本への対抗意識が感じられる。

⁴この部分の前に「この島はマッカーサーラインから十二米内側で今は我が国の領土になっている無人島である」とある。「十二米内側」は、当時日本人が竹島から12海里以内に接近することを禁じられていたことが誤伝されたものであろう。また、マッカーサーラインを日本との国境線とするのも誤りである。

⁵『[島根県]水産商工部 澤富造・井川信夫の出張復命書 昭28.6.28付』に記録された1950年6月8日建立の「独島遭難漁民慰霊碑」の碑文には「死亡および行方不明十四名重軽傷六名」の犠牲者が発生したとある（7頁）。なお、イ・テウは「資料紹介 独島沿海漁船遭難事件」（嶺南大学校独島研究所編刊

(7)「確かにいた韓国人 漂流者に聞く隠岐竹島の真相 日本語で身の上話も ワカメを取って生活か」(1951年9月8日付『島根新聞』)	1951年4月末頃に竹島に接近した「第3伊勢丸」の浜田正太郎船長の証言では、「海上には出雲船の格好をした手こぎ舟が十五六隻、たくましい漁師二人ずつが乗ってワカメをとっていた。」「陸上では三十人位の男が一面にワカメを乾していた。」
(8)「独島に対する米国の見解,1952-65」(韓国外交史料館 所蔵資料 分類番号:743.11JA 登録番号:5420 生産年度:1972 生産機関:東北亜州課)	1952年9月15日に韓国人が米軍機の爆撃に遭遇したと述べた韓国山岳会の報告書には、当時、海女14人と船員等計23人が鬱陵島の缶詰工場に所属する漁船でアワビやサザエを獲っていた、今年の春にはワカメだけでも2億円以上の収穫があったとある。
(9)「戦後初めて竹島を訪れる まさしく海の宝庫 県水試船島根丸 韓国人が採取に従事」(1953年5月30日付『山陰新報』 松江)	1953年5月28日に竹島に上陸した島根県水産試験場試験船「島根丸」の乗組員は韓国人について、「彼ら三十名は鬱陵島の漁民で主にアワビ、サザエ、ワカメ、天草などを採取しているという。」「韓国人は本格的な潜水器具を持っていて各種貝類、海草類を採取し、二、三日すれば各船が一ぱいに積んで鬱陵島に帰るという。」「回遊魚のサバ、サンマなどもよく獲れるが鬱陵島に持って帰っても加工施設がないためあまり獲らない」と述べた。
(10)『[島根県]水産商工部 澤富造・井川信夫の出張復命書 昭28.6.28付』	1953年6月27日に島根県と海上保安庁が共同の竹島調査を行った。「我々は(略一筆者一)一行十人で鬱陵島からやって来て今日で十八日目になる。中四人は五日間いて素干わかめ六十枚をもって帰島したが、我々六人は(略一筆者一)シケのため迎えの母船が来ない。」「我々が従事しているのは例年四月から七月にかけて主としてワカメ、テングサの海藻類とアワビ、サザエ、ノリをとるためである。海藻類は素干にして鬱陵島に送っている。」と韓国人は語った。
(11)「日本海の焦点・竹島上陸記」(1954年6月3日付『日本海新聞』 鳥取)	1954年5月30日に鳥取県水産試験場試験船「だいせん」が竹島で韓国人の漁労を確認。「傷痍軍人会の援助でワカメ採りに鬱陵島からやってきた ⁶ 。もう二十日余りになる。発動船一隻と小舟四隻がいる。島に

『独島研究』22(2017年6月)で、犠牲者数について「死亡/失踪者は約200人内外、沈没船舶は約50隻内外」と推計しているが(413頁)、その根拠となる当時の資料の提示はない。

⁶竹島でのワカメ採取については、鬱陵島在郷軍人会に対して「当時鬱陵警察署長だった具某氏が鬱陵郡守、漁業協同組合理事と協議して鬱陵島最大の利権事業である独島ワカメ採取権を三年間任せた。」「義勇警察という名分を立てて武器を貸与したのだ。ワカメを採るついでに警察に協力して独島警備をいっしょにしてほしいと依頼した。」「当時在郷軍人会の荒廃が尋常ではなかったため」利権事業を与えてなだめねばならなかったからだという鬱陵警察署の元警察官の回想がある(2006年10月30日付「オーマイニュース」www.ohmynews.com/NWS_Web/View/at_pg.aspx?CNTN_CD=A0000367760&CMPT_CD=SEARCH)。1954年5月にはじまったというこの渡航と、この記事の「傷痍軍人会の援助でワカメ採りに鬱陵島からやってきた」という部分は関連する可能性がある。なお、朴炳柱「郡勢一斑 鬱陵郡」(『1952～1953年 独島測量』韓国国会図書館 2008年)には、1952年8月10日現在として、人口14,688人とあるが、これは1942年の鬱陵島の朝鮮人人口13,655人(池内敏『竹島問題とは何か』(名古屋大学出版会 2012年12月)283頁)よりも約千人の増である。朝鮮戦争の影響も考えられる。また、「6・25(朝鮮一筆者補註一)戦争に参戦した中共軍が国連軍に捕虜になった時に、彼らの背囊の中から鬱陵島産の鯛が発見された。国連軍司令部は即刻禁輸措置を下した。これにより鬱陵島鯛の価格が暴落して島民の生計が難しくなったのだった。そのまま飢え死にすることのできないイカ釣船は独島に行った。独島臨近海域は和布

	<p>は男が二十三人、女が二十八人いる。女のうち済州島からきたのが二十人ばかりだ。」「男たちは二間余りの竹の先に鎌をつけて海中のワカメをとっているが、女たちは頭大のヒョウタンを浮かせてアワビやサザエを獲っている。」「ワカメは赤茶けた色で上物ではない。そんな赤茶けたワカメでも韓国では十貫目が一万円だという。米は豊富にあって五斗で三,五〇〇円というからけっこういい商売になるらしい。」</p>
--	---

これらを見ると、朝鮮（韓国）人の竹島での漁労は、1948年には始まっていたと考えられるワカメなどの海草採取が主でサザエ・アワビなどの採貝がそれに加わっていったこと、1952年頃には鬱陵島のアワビなどの缶詰工場が再稼働していたらしいこと、済州島の海女が竹島での漁労に参加していた⁷ことがわかる。

慶尚北道作成と思われる、1948年6月の米軍機による竹島爆撃事件についての「経緯報告」⁸には、「その周囲と岩礁には魚族の回遊とアシカの棲息とワカメの繁殖が豊富なことで漁労採取を目的に夏季には漁船の往来が頻繁」とある。竹島をめぐる漁労のうち、朝鮮（韓国）人が行っていたのは、もっぱら根付の資源を対象とした採介藻漁業であった。竹島周辺、とりわけ竹島・鬱陵島間水域は「魚族の回遊」をもとに、戦前にはサバ延縄漁の漁場として、戦後はイカ釣漁船、そして旋網（巾着網）漁船の好漁場として認識されてきた⁹。1950年代の韓国人は回遊魚を対象とした動力漁船によるそれらの漁業を竹島周辺で行うことは少なかったようである。1957年のサバ旋網漁業の主要漁場を示した〔図1〕もそれを示している。

や海苔その他獲物が多く、イカよりも収益が多かったためだった。」という^{ホンスンチル}洪淳七の説明（「全財産と全身を捧げて独島を守った」（『新東亜』439（東亜日報社 1996年4月）632～633頁）があるが、にわかには信じがたい。ただし、朝鮮戦争でスルメの輸出が激減し、1952年7月1日には食糧確保のために国連軍が水産物輸出禁止措置を下していたのは事実のようである（^{キムジョンヒ}金鍾熙他編『現代韓国水産史』（社団法人水友会 1987年12月 ソウル）771～772頁）。

⁷慶尚北道編刊『独島住民生活史』（2010年10月）には、「最近済州海女博物館で開催された‘独島出稼ぎ海女と抗日運動’シンポジウム（2009.6.9）を通じて1950年代に独島でワカメ（採取 - 筆者補註 - ）作業をしていた済州海女たちが独島義勇守備隊の活動を助けていた事実がわかった。また警察が本格的に独島警備を担当するようになった1956年以後からは20～40名が独島に入島して2～3か月間生活を営んだ。済州海女たちの独島における操業は70、80年代まで続いたが、〇〇は独島を生活の領域として利用して独島に人間が支えられる挑戦を準備した」とある（13頁）。しかし「独島義勇守備隊」の実相については論議が絶えない。また表中（11）の「日本海の焦点・竹島上陸記」には、「警備船のおる時には来ないほうがよい、危ない」と日本人に忠告する韓国人や、日本に連れて行ってほしいと懇願する韓国人海女の姿が記録されている。なお、この記事を書いた日本海新聞記者田賀市郎はラジオ劇「人のいる無人島」を残している（岡村知子他編『戦後NHK鳥取放送局ローカルラジオドラマ脚本集』（鳥取大学地域学部 2019年3月 鳥取）・2019年6月20日および同年9月3日付『山陰中央新報』）。

⁸前掲註（3）「独島（竹島）に関する調査の件」（17～22コマ）。また韓国国家記録院所蔵資料「独島沿海漁船遭難事件顛末報告の件」（管理番号：BA0182403 生産年度：1951 生産機関：内務部地方行政局行政課）にも同じ文書がある（2～6コマ）。なお、「独島沿海漁船遭難事件顛末報告の件」にある「経緯報告」の下書きでは、原案では「一二湍以上接近できない」と正確であったのが「一二米以上接近できない」と誤って修正されている（59コマ これは松澤幹治の指摘による）。慶尚北道（道庁）の持つ竹島に関する情報が不正確であったことを示すものである。

⁹拙稿「戦前の竹島・鬱陵島間海域におけるサバ延縄漁業試験について」（島嶼資料センター編刊『島嶼研究ジャーナル』5-2 2016年3月）参照。竹島周辺で良質のサンマの回遊があることが、1953年5月29日に島根県水産試験場試験船「島根丸」による調査で確認されていた（1953年6月1日付『朝日新聞・大阪本社版（島根版）』）。

2. 1969年の竹島問題

1969年3月28日付『朝日新聞・東京本社版』は、前日付「ソウル放送」が「竹島近海で試験操業中の韓国漁船十隻はこのほど五百三十一トンのサケとマスを漁獲した」、「これを重視した日本政府は「近く漁業調整問題の話し合いを申入れることになった」と伝えた。「竹島はわが国の領土であり、この水域における韓国側の一方的操業は「領海侵犯」のおそれがある」、「この水域は竹島を十二海里幅で囲む水域、つまりわが国が韓国に主張している「漁業専管水域」にかかっている」という水産庁の説明が加えられていた。

竹島問題に関する韓国外交史料館所蔵資料¹⁰の中に、韓国政府水産庁¹¹から駐日本大使宛の1969年4月2日付「東海サケ・マス漁場開発試験操業」（「東海」は日本海の韓国側呼称。以下同じ）と関連メモ¹²がある。『朝日新聞・東京本社版』の記事についての駐日大使からの問い合わせに答えたもので、この試験操業は国立水産振興院¹³所属「智里山号」（150ト）と慶尚北道所属「無窮花号」（80ト）および民間漁船10隻で、「鬱陵島周辺50海里内外の海域」を対象に同年3月15日に出漁したが天候不順で6日間のみ行われた。また、近海では使用できない「流刺網」の試験操業なので「独島12mile以内では韓・日ともに漁網を使用」できない、「海域」は「独島北側30～50mile」とあった。サケ・マス漁の試験操業は1967年から行われたとある。

「東海サケ・マス漁場開発試験操業」では独島近海での操業が行われていなかったためか、竹島問題について韓国政府に抗議した1969年10月28日付日本政府口上書¹⁴では、韓国政府が設置した建造物との撤去と韓国官憲の退去を要求したのみで、漁業に関する文言はなかった。韓国政府は同年11月25日付口上書¹⁵で、「独島は韓国の領土の不可分の一部であって合法的な領域管轄権の行使下にある。」と、この抗議に反駁した。

1969年2月25日の衆議院内閣委員会で愛知揆一外相は、1965年の日韓国交正常化の際に取り決めた「紛争の解決に関する交換公文」にしたがって韓国と竹島問題解決のための交渉を行う、その機は現在熟していないが当然日本に竹島の領有権はあり、海上保安庁の竹島巡視に

¹⁰「独島問題, 1965-71」（分類番号:743.11JA 登録番号:4569 制作年度:1971 生産課：東北亜課）。

¹¹韓国水産庁設立についての説明は、水産庁編刊『水産庁三十年史』（1996年3月 ソウル）によれば次の通りである。「1966年2月28日に法律第1752号で政府組織法の改正公布と同時に同日付大統領令第2427号で水産庁職制が作られた。」「水産に関する政策および計画の樹立、水産施設の拡張および管理、漁船および漁港に関する事務管掌を重要任務として与えられた」（70頁）。李承晩政権で水産行政を担っていた海務庁の廃止については、「政府は1961年10月2日付閣令第192号で海務庁を廃止し、同日付閣令第182号で農林部職制を改正交付して政府樹立以後商工部管轄であった水産局をふたたび農林部内局に吸収させた。これにともない、海洋警備課はその業務と性格上内務部に移管」された（68頁）。漁業協力資金など日本からの援助による韓国水産振興をふまえた組織改編であり、1967年から水産庁は「水産振興五ヶ年計画」を遂行していく。

¹²前掲註(10)「独島問題, 1965-71」101～102コマ。

¹³国立水産振興院は水産庁傘下の機関で、1963年12月16日付閣令第1708号の公布により、1921年以來の伝統を持つ中央水産試験場を改組して設立された。国立水産振興院編刊『国立水産振興院80年史（1921～2001）』（2001年9月 釜山）には次の説明がある。「1962年から着手された経済開発5ヶ年計画の推進において水産業が重要な開発対象産業として高い優先順位を占めるようになった。水産業の総合的開発のために、漁船勢力の強化、漁労装備の改善、養殖主産地の助成、水産物処理加工施設の拡張、生産基盤の助成などを積極的に推進したが、特に外貨獲得のための輸出水産物の増産を目的とした漁業の遠洋進出は、これを国家政策的に強力に推進した。このように韓国水産業が一大転換点に立った時期に水産試験機関も単純な学術的領域のみに執着した状態にとどまっていられなかったのであって、水産振興に積極的姿勢で参与せざるをえなくなったので、1963年末に従来の水産試験機関を全面的に改編して体質が改善された新しい試験機関として発足することになったのである」（106頁）。

¹⁴前掲註(10)「独島問題, 1965-71」107～108コマ。

¹⁵前掲註(10)「独島問題, 1965-71」138コマ。

よってそれを表明し、また調査を続ける、と発言した。この発言や「東海サケ・マス漁場開発試験操業」への反発、そして日本政府の口上書送付などの行動を「独島問題再開」¹⁶ととらえて危機感を持った韓国政府は、いくつかの文書を作成した。

外務部東北亜州課作成の1969年11月18日付「日本側の独島問題介在企図」¹⁷は、日韓両国の竹島問題への対応をまとめたもので、1965年までの両国で交換された竹島問題に関する口上書の年表¹⁸と「独島問題の経緯および解決方法」が添付されていた。「独島問題の経緯および解決方法」の「1. 独島領有権問題の発端および経緯」には、「1953年には数回にわたって日本人による上陸調査が恣行されるようになると、わが国はわが国領土に対する外国人の不法上陸を制止するため1954年9月2日に警察守備隊を駐在させるようになり¹⁹、現在に至っている」とある。

海洋警察隊からの聴取内容をまとめた1969年11月15日付の「日本巡視船の独島巡航」²⁰には、竹島警備の概況が次のように記されている。「(1)警察要員20名が常駐している。(2)灯台があって要員の滞留のための宿舎がある。(3)警察の巡視船が一月に一回水と食料などを補給。(4)独島内の水は少ししか出ないので20名のための給水には不足する。日照りが続けば水は出ない」。そして、よって「国境防衛という見地からまた実効性から、軍に交替した方がよい」という警察担当者の個人的意見が付されていた。

これらを見ると、韓国政府は1954年以来警察官を竹島に派遣していたものの、自然条件の厳しさから常駐には限界を感じていたことがわかる。そして、竹島周辺を漁場とする漁業への言及はない。しかし、1969年の日韓の対立のきっかけの一つが「東海サケ・マス漁場開発試験操業」であったことは、竹島問題が日本海における漁業問題と結合しつつあったことを示している。

¹⁶前掲註(10)「独島問題,1965-71」131~133コマにこの題目の文書がある。日本の「主張は1965年12月18日の韓日条約締結を契機にいったん中断」したという認識が韓国政府にはあった。1967年3月30日の参議院予算委員会で、佐藤栄作首相は「私が韓国に出かけましたら、もちろんこういう問題についていかに取り扱うべきか話し合うつもりでございます」と6月の訪韓について答弁した。韓国政府外務部がこの発言に対応を迫られたことが確認できる(前掲註(10)「独島問題,1965-71」78~85コマ)が、この時は同年4月20日の衆議院予算委員会で三木武夫外相が「問題を解決するというためには、それを解決できる友好的な雰囲気も必要」と述べたことで事態は沈静化した。このような過去の日本政府の抑制的な対応と異なるものを1969年の韓国政府外務部は感じていた。

¹⁷前掲註(10)「独島問題,1965-71」117~130コマ。「日本側の独島問題介在企図」の「介在」は「再開」である可能性もある。

¹⁸「竹島領有問題に関する日韓両国政府間の応酬」(谷田正躬他編『時の法令 別冊 日韓条約と国内法の解説』(大蔵省印刷局1966年3月 東京)223~228頁)と比較すると、1956年9月20日付「竹島領有に関する日本政府の見解(竹島が日本領土であることについての歴史的事実の記述-第三回)」の日付の誤りが同一であること、1957年6月4日付と1958年1月7日付の口上書が同様にないことなどから、この年表は「竹島領有問題に関する日韓両国政府間の応酬」から作成された可能性が高い。

¹⁹外務部文書局文書課編刊『大韓民国外交年表 附主要文献』(1962年12月)には、「6.11 政府、独島に海洋警備隊を急派」(46頁)、「9.2 独島武装化決定」(49頁)とある。「警察守備隊を駐在」は「9.2 独島武装化決定」に該当すると思われる。韓国の竹島不法占拠を決定づける事件である。なお、国史編纂委員会編刊『大韓民国史年表 上』(1984年10月)には「9.2 警察、常時駐屯で独島完全武装化決定」とある(303頁)。

²⁰前掲註(10)「独島問題,1965-71」114~115コマ。なお、1963年1月8日に鬱陵島警察署所属の「花郎号」(8ト、6人乗り組み)が隠岐の浦郷港に漂着した。同船は竹島の「警備隊」に渡す小銃・弾薬を積んでおり、「風速二十ノットの強風と高さ三ノの大波」で竹島上陸はできなかったという(1963年1月10日付『島根新聞』)。日本政府は同年2月5日付口上書で韓国警備艇の武器搬入に抗議した。

3. 1970年代の韓国の竹島調査

韓国水産庁は1970・1972・1973の各年に竹島調査を実施した。三回の調査に関する韓国国家記録院所蔵資料²¹から、1970年代の竹島漁労と竹島問題への韓国の対応を考察する。

①1970年の調査（5月25日～6月13日）

「独島漁業開発調査」²²には、1969年12月3日に慶尚北道知事が「独島総合開発計画」への国庫支援を水産庁に要請したとある。1970年5月22日にも慶尚北道は鬱陵郡とともに要請し、その内容は、155 畝の防波堤築造、漁民合宿所（6棟（一棟6坪）、倉庫（6棟（一棟4坪）、通路 300 畝など合計工事費 9,669 万 2 千²³であった。

水産庁の調査はこの要請に対応したもので、漁場としての竹島の価値を調査するのは、おそらく初めてであったと思われる。「独島漁業開発調査」の「独島」について、「戸口数と人口」の項は「無人島である。沿岸漁民たちが海藻類採取を目的に随時出漁操業し、警備警察が年中警備に臨んでいる」と説明は大まかであり、「漁業実態」の項には「独島の統計はない」とあった。

「鬱陵島および独島漁業開発調査 1970.6 水産庁」²⁴には調査について、「東海の鬱陵島と独島周辺漁場の開発のために水産庁主管で国立水産振興院と慶尚北道などと合同調査班を編制、国立水産振興院所属試験船太白山号（300 トン級）で 20 日間（70.5.25～6.13）にわたって現地合同調査を実施」と記されている。

具体的には5つの区域で試験操業が実施された。A「鬱陵島周辺」、B「独島周辺」、C「鬱陵島東北方」、DおよびEの「独島東方」²⁵である〔図2〕。これらの漁場はCを除いて水深 200 畝前後の浅い場所にある。

竹島と鬱陵島の共通性を強調したいためか、B「独島周辺」の調査結果はA「鬱陵島周辺」と同文で記録されている。「周辺」とは竹島から距岸3海里までの海域であり、「主資源」はメバル・サンマ・イカ、刺網と一本釣が「開発対象漁業」とされた。「底棲魚種を対象とする漁業が有望視」されるのは海岸から2～3海里まででその外側の海域は急降下して曳網漁業は不適當」とある。この頃日本人漁業者が行っていた、深海の資源を利用するベニズワイガニかご漁は未着手であった。

「鬱陵島および独島漁業開発調査 1970.6 水産庁」によれば、調査は「沿近海漁業発展策の一環」とされた。「沿近海漁業は絶対多数の漁民が従事しているだけでなく、総生産面において

²¹「独島漁港施設調査綴」（管理番号：BA0240993 生産年度：1973 生産機関：水産庁施設管理局漁港課）。

²²前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」112～120 コマ。

²³1969年8月15日の日本の海上保安庁の監視活動を海洋警察隊に報告するなど、慶尚北道は日本の竹島に対する動向に敏感であった（「日本巡視船動向通報」（前掲註(10)「独島問題，1965-71」116 コマ））。

²⁴前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」121～130 コマ。

²⁵D 区域については「独島東方 20 畝地点 (D) では水深 150～200m、面積 40 平方畝（幅 5 畝、長さ 8 畝、底質暗礁）に達している新漁場が発見され、刺網および延縄によるメバル、カレイ、エビ、メンタイ、タラなどの開発が期待される」とある。この「新漁場」が1953年6月に島根県が同県水産試験場試験船島根丸による調査で発見した竹島東方11海里にある「神藤堆」に該当する可能性はある。「神藤堆」は北緯37度15分・東経131度52分にあり、約10平方海里の楕円形で、「最浅部」140 畝、「普通部」200～300 畝、底質は砂泥貝殻、この付近でのサバやサンマの回遊が期待された（水産庁編刊『対馬暖流開発調査報告書 第3輯（漁場開発篇）』（1958年）7頁・島根県水産試験場編刊『対馬暖流開発調査報告書 昭和28年～31年』（浜田1958年3月 浜田）93頁）。「新漁場」が「神藤堆」ならば、韓国は竹島周辺での正確な漁場調査をこの時期まで実施していなかったことになる。

も 79%という大きな比重を占めており、本漁業の健全な発展のためには資源の持続生産性維持、生産構造の改善および外延漁場拡大を通じて漁民所得向上が必要と、調査の意義が記されている。同資料の「結論」には「現在同海域では管内漁船と通漁船合わせて 1,000 余隻の出漁で年間漁獲実績が 20,000 トン（14 億円）に過ぎないが、前記したように両島に漁業基本施設が完備されれば漁船 3,000 余隻を収容して年間 50,000 トン（35 億円）の増産はもちろん、漁民所得の向上と水産物輸出増大に大きく寄与するだろう。」とあった。

農水産部編刊『水産統計年報 1979』（1979 年 10 月）によれば、1969 年の韓国の「一般漁業」（「沿近海漁業」のことと思われる）の「生産量」は 691,348 トンで「海面漁業総計」の 8 割を占めていた。鬱陵島と竹島の「両島海域漁業」は 2 万トンと微々たるものであり、新漁場開発による 5 万トンの増産も決して大きいものではなかった。

「鬱陵島および独島漁業開発調査 1970.6 水産庁」の「結論」では次のような可能性が記された。「両島周辺は有用な水産動植物の資源が豊富で海洋の特殊条件などを勘案した時、曳網類漁業は期待できないが、イカ、サンマ²⁶、メンタイ、フグ、メバルおよびマスなどの資源を対象とする一本釣、流網、刺網および延縄漁場の開発が大きく期待される。したがって両島海域漁業開発を推進するため、鬱陵島は総合施設を持つ漁業前進基地化が至急要請され、独島は東海中心部に出漁する漁船の一時退避のための施設が要請される。」

しかし、「両島海域漁業開発」の推進は容易ではなかった。「独島漁業開発調査」の「結論」には、「防波堤、漁民宿所、飲料水タンク、〇〇〇施設などの建設について、「独島の位置が浦項からは 268 km、鬱陵島からは 88.4 km の遠距離にあって施設資材（セメント、水、骨材など）一体を浦項などから運搬せねばならないという難しい条件下にあって特に無人孤島である関係で労力動員の不如意など施工上の問題があって莫大な工事費が投入されると思われる。」とあった。

②1972 年の調査（5 月 24 日～5 月 29 日）

「独島防波堤築造にともなう設計書作成および国庫補助要請」²⁷によれば、1972 年 1 月 6 日に慶尚北道は次の要請を水産庁に行った。「1. 本道予算は管内鬱陵島および独島近海のための一環で 72 年度から独島の東島および西島間を連結する全長 155m の防波堤築造を計画しているが、人員および技術不足で設計書作成が不可能な実情が〇〇別添設計書資料を提出するので、現地調査後設計してほしい。2. 道の財政事情で見て所要事業費の全額負担が不可能なので二次的に所要事業費の 80%を国費で確保後補助されることを要請する。」

1970 年の調査の結果、竹島での施設建設は見送られていたものと思われる。1972 年 1 月 20 日付の発送印がある「独島漁港施設調査計画」²⁸には、「独島開発は現行関係法令および規定上、慶尚北道主管下で処理することが妥当」であるが、1970 年に調査を行ったいきさつもあり、「漁港施設の必要性の可否だけを調査検討するため」の調査を行うという水産庁の方針が記されている。

²⁶竹島周辺で良質のサンマの回遊があることは、1953 年 5 月 29 日に島根県水産試験場試験船「島根丸」による調査で確認されていた（1953 年 6 月 1 日付『朝日新聞・島根版』）。

²⁷前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」133～142 コマ。

²⁸前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」107～111 コマ。

「独島漁港施設調査計画」作成の参考にしたと思われる「決済参考」²⁹には、「現在当庁では鬱陵島沿近海で操業する漁船の収容および退避のために芋洞港（鬱陵島最大の港—筆者補註—）に莫大な予算を投入して開発建設中である。独島漁場開発は対日関係上国家的な見地から見るとき、事業の必要性は認定されるが、投資効果は希薄である。」といった消極的な意見があった。このような財政面からの制約や、1970年の調査で判明した鬱陵島と竹島の「両島海域漁業」の経済価値の問題もあって、水産庁の姿勢は慎重であった。

1972年6月3日付の「独島漁港施設のための現地調査報告書」³⁰には、水産庁漁港課が慶尚北道水産課を支援して行った調査の結果が記されている。事業概要と事業費は次表の通りであった。また関連地図を〔図3〕として示した。

施設別	数量	工事費（千 ² ）	備考
北防波堤	155m	200,000	
南防波堤	100m	140,000	北防波堤施工のための前哨施設
作業場	60m(200 m ²)	30,000	北防波堤施工のための前哨施設
計	315m	370,000	

工事費は1970年の慶尚北道の試算の3.7倍に膨れ上がっている。この背景には、次表に示される自然条件の厳しさがあった。

1)海況（月別）（4ヶ年平均）

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
正常日数	7	5	15	16	21	24	25	23	19	12	8	6

2)風量（年間）

風向	北東風	南西風	北風	北西風	計
日数	131	97	68	69	365
比率（%）	36%	26%	19%	19%	100%

「独島漁港施設のための現地調査報告書」では、施工上の問題点が次のようにまとめられている。「1)所要石材の現地調達が可能で鬱陵島から運搬使用せねばならない。2)所要骨材は本土から運搬使用せねばならない。3)作業可能日数が月間10日間内外と予想され施工に長期間必要4)重装備（重機のことか？—筆者補註—）の退避場所がなく重装備の被害が憂慮される。」。そして調査者の意見として、「防波堤施工のため重装備の退避場所および工作物製作のための作業場と南防波堤など前哨施設造成が必要」、「前哨施設のためには重装備が投入されねばならず接岸および退避場所がなく事実上施工は困難」とまとめられていた。

報告を受けた慶尚北道は、1972年6月17日付「独島漁港施設建議」³¹で、竹島を「第3種漁港として指定後水産庁で漁港を施設されることを」水産庁に要請した。「第3種漁港」とは、

²⁹前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」131～132コマ。

³⁰前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」75～88コマ。

³¹前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」73コマ。

1969年5月19日公布施行の韓国（旧）漁港法（法律第2106号）では「漁場の開発、漁船の退避に必要な離島または僻地に所在する漁業の根拠地」であった³²。

要請に対する水産庁の検討結果である「独島漁港施設建議」³³では多くの問題点が指摘された。慶尚北道の要請の目的である「独島近海の漁場開発」については、「現在まで独島近海に分布している水産（魚種）資源の調査数値がなく、また統計資料が（道報告）不確実」とされた。そして、施工上の問題点への指摘は、次のように具体的であった。「T.T.P（波消しブロックのことか？—筆者補註—）（総所要5,141個 1個あたり約15ト）製作時作業場がなく鬱陵島から独島まで廻航するが、必要な運搬船（5,000ト級）確保が困難（民間保有運搬船では不可能視される）」、「気象条件で見ると年中4,5,6月だけ作業可能で月間作業日数は約10日程度（年中作業日数は約1カ月）で悪条件下にある本工事を施工しようとするれば作業が約4年の長期間が所要される³⁴」、「多年間の工事示期間が所要されるので毎年季節風および台風による既工事部分の被害発生が憂慮される」、「飲料水、交通、気候条件で見ると工事従事者たちの食生活が困難」、「本土からすべての施設資材の運搬および作業上の観点から見て施設費が過多に必要とされる」。

「第3種漁港」指定についても、「本土から遠距離（竹辺～独島：121海里）に位置している無人孤島である独島を第3種漁港として指定するのは困難」とし、現行の「施設費予算規模（約9億³⁵）では、すでに当庁で指定した62ヶ所の漁港施設投資完工に今後何年かかるか財政事情上投資展望が明らかでない」と否定的であった。こうして「独島漁港施設建議」に対しては多くの問題点が内包されているので当庁主管として施設するのは困難と思われる」と結論付けた。

③韓国政府の方針決定と調査

水産庁は1973年の4月29日から5月10日の12日間にわたって国立水産振興院の試験調査船によって同院と合同調査し、同年5月23日に「東海漁業開発計画」³⁵を作成した。

1972年の「独島漁港施設建議」では経済的見地から実施困難としていた竹島での施設建設を、水産庁がその後継続して検討することになった背景には、日本との竹島問題があった。1972年の「独島漁港施設のための現地調査報告書」にも「独島漁港施設は韓日関係の国家的な見地から投資効果を度外視しても戦略上施設する必要性はあると思われる」と最後に記されていた。

おそらく、1972年の夏に竹島での施設建設を推進する何らかの政策決定が行われたものと思われる。同年8月15日付『京郷新聞』や8月16日付『朝鮮日報』で「独島開発計画」が報じられた。『京郷新聞』の記事には次の説明があった。

水産庁によれば独島を73年から5ヶ年計画で開発、独島に漁船退避所と補給倉庫、給油施設などを設置、東海漁業の前進基地として使用することだ。韓日間に長く紛争の火種にまでなってきた独島は我が国の行政区域では慶北鬱陵郡南面道洞1番地になっているが、ここに人は住んでおらず現在独島警備隊10名が警備している。（略—筆者—）独島の周囲にはイカ、ワカメ、アワビ、

³²韓国漁港協会編刊『韓国漁港史』（1996年3月 ソウル）625頁。

³³前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」65～72コマ。発送印の日付の「1972年」以後は判読できない。

³⁴原資料には訂正・書き込みがあるが判読できない

³⁵前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」14～33コマ。表紙には「独島を中心に」という副題と「水産庁」が記されている。

サザエの漁場が大きく形成されており、今後は東海にサケ・マス漁場が形成された場合重要な役割ができるという。水産庁はそのため独島に3億7千万円を投入し、二つの大きな島の間100mをふさいで防波堤施設を作り、大きな島の近くの多くの小さな島を埋立てここに給油施設・補給施設を作るとのことだ。現在独島には灯台施設しかなく鬱陵島から来た漁民たちがテントを張って何日間かワカメを採って帰っている。水産庁は独島に防波堤を作って開発した場合、年間6千隻の漁船が利用でき、独島海上で発生している台風の漁船被害をふせぐことができ、漁業前進基地としての役割を果たすことができ、観光地として開発することもできると述べている。

防波堤建設の工費3億7千万円は1972年の調査報告「独島漁港施設のための現地調査報告書」の数字と一致する。1973年5月29日付『朝日新聞・大阪本社版（広島地方版）』の記事「複雑な領土 竹島」にある「同島近くで操業する漁船員の話によると、小屋は昨年からふえ、漁船も多くみかけるようになった、という」証言は、水産庁の計画と何らかの関係があると思われる。

この後、水産庁は他の政府部署に対して竹島での施設建設に関する照会を行った。1972年10月6日の外務部に対する「鬱陵島および独島水産施設計画に対する意見照会」³⁶は、「独島については我が国と日本国間においてこの間多くの論議があった点を勘案して独島施設に対する当庁の構想を実現するにおいて貴部の意見を問い合わせる」という内容であった。この照会に添付された手書きの「メモ」には、「青瓦台」すなわち大統領官邸の「農林水産担当」と協議した結果、「日本との関係を考慮して外務部に公式文書で意見照会することになった」記されている。回答は同年11月15日付で行われた（「独島水産施設設置意見照会（回信）」³⁷）。

「1. 独島は我が領土の一部なので同島嶼に韓国がいかなる施設物を設置することに問題はありえないと考えます。2. ただ日本が未だ独島が日本領土だという主張を続けていることに勘案して、新しい施設物設置と関連しておきうる紛糾を避けるため、独島に水産施設物を設置することにおいては可能な限り隠密に短時日内で施工完了することが必要だと考えます。」とあった。

1973年4月24日には水路局に対して、「独島近海の水深および潮流気象条件、地形などの調査測量現況およびその他参考となる事項」の情報提供を求めた（「独島調査測量資料協助依頼」³⁸）。5月2日付の水路局の回答には、1954年10月に「独島調査測量した³⁹が海図は刊行しなかったので海図を提供するのは困難」なので一部水深が記録されている地形図の閲覧を奨めるとあり、また「潮流は観測した資料がなく、気象関係は中央气象台に問い合わせること」を望むとあった（「独島調査測量資料協助回信」⁴⁰）。5月25日には空軍参謀総長に対して、「独島全景の航空写真があれば、機密に属さなければ、独島漁港開発計画樹立の参考資料として使用したい」と要請した（「独島航空写真送付援助要請」⁴¹）。

1973年の「東海漁業開発計画」の「1.目的」は、「独島を中心とした東海中南部海域に分布

³⁶前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」58～60コマ。

³⁷前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」56コマ。

³⁸前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」35コマ。

³⁹1954年9月30日から23日間にわたって海軍水路局が竹島で行った測量の記録は、水路局編刊『韓国水路史 1949-80』（1982年10月 ソウル 島根県竹島資料室所蔵）にある（52～53頁）。なお、韓国による竹島の測量は1953年10月にすでに試みられていた（朴炳柱「独島の測量」（前掲註(6)『1952～1953年 独島測量』））。

⁴⁰前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」34コマ。

⁴¹前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」13コマ。

する未開発潜在資源の開発利用」および、「独島に対する日本側の領有権主張に対する韓国領土としての既定事実化基礎構築」であった。しかし、言うまでもなく、韓国政府がここでとった「他国から抗議を受けながら行う行為や、(略—筆者—)紛争発生後にことさら自国の法的な立場を強化するために行う行為は、実効的占有の証拠とはならない」⁴²。

④「東海漁業開発計画」

「東海漁業開発計画」で水産庁は1973年から4年間にわたる竹島の実地調査の結果を示した。そのうち次の「2. 現況」の「カ、概況」にある竹島に関する情報は詳細で、漁業実態についての説明も具体的であった⁴³。

1) 独島の地勢

- ・位置：鬱陵島 東南方 48mile
浦項 東北方 140mile
- ・面積：0.175 km²
- ・海拔：105m(急傾斜)
- ・形成：東・西両独島間の距離は155mで平均水深3.5mの浅瀬で連結されており、周囲に30余個の岩礁を抱えていて東南東80~100mile地点に広い浅瀬を持つ。

2) 気象

- 風：春・夏…南風系卓越
冬 …北風系卓越
- 平均風速…秒速3~6m(8m以上 小型船危険)
- 最大風速…秒速30m超過時もある。
- 降水量：月平均…60mm
年間…700~800mm

3) 漁業資源

- ・回遊性魚類 年間 潜在漁獲量：300,000ト
- 独島の定着性生物 年間採取可能量：450ト
- ・水産動物 77種
- 魚類 40種：サンマ・メンタイ・ブリ・など
- 腔腸動物 2種：クラゲなど

⁴²塚本孝「国際法的見地から見た竹島問題」(『不条理とたたかう—李承晩ライン・拉致・竹島問題—』文藝春秋企画出版部 2017年8月 東京) 125頁。実効的占有に基づく権限とは、「国家権能の平穩かつ継続した表示」という権原のことで、その地域を自国の領土として取り扱い、それが他の国の抗議を受けないこと、そしてそれが一定の時間の経過の中で行われることである。

⁴³「3) 漁業資源」の中で「海産(哺乳)動物」として挙げられている물개(ムルケー)(18コマ)はオットセイではなくアシカの可能性もある(58頁の「海狗」も同様)。なお、キム・ヨンス「中井養三郎の「竹島漁業合資会社」と「竹島漁業組合」の組織と運営」(嶺南大学独島研究所編刊『独島研究』26 2019年6月)には「中井は停泊関連施設の必要性を提起して船着き場建設が最大の急務だと把握した。彼は飲料水の採取方案に悩んだ。彼はアシカ捕獲のために島の真中を通す道を作る計画まで作って、アシカ漁業のために独島の自然をひどく傷つける計画をたてた。」とあるが(82頁)、韓国政府が「東海漁業開発計画」で、アシカをはじめとする竹島の自然環境保護に配慮していたことは確認できない。

軟体動物 22種：イカ・アワビなど（洄游および定着）

甲殻類 7種：ズワイガニ・エビなど

棘皮動物 4種：ナマコなど

海産（哺乳）動物 ：オットセイ

・水産植物 46種

緑藻類 6種：マフノリ・アオノリなど

褐藻類 18種：ワカメ・〇〇など

黄藻類 22種：イワノリ・〇〇〇〇〇など

4) 漁場環境

- ・独島の東南方は暖流（10℃以上）の影響下なのでブリ・フグなどが継続来遊
- ・独島と鬱陵島北方10～20㍓海域まで寒暖流接触による極前線が冬季に南下して、東海固有冷水（5℃以下）が100m層まで浮上してメンタイ・サケ・マスなど寒流性魚族の漁獲が可能
- ・イカのような温帯性魚族は周年出現できる条件形成
- ・サンマのような外洋性表層魚族は夏を除いては周年出現

5) 操業実態

- ・独島沿岸の定着性生物（ワカメ・イワノリ・サザエ・アワビなど）は潜水器および裸潜漁業によって採捕されている。
- ・一般漁業は慶北・鬱陵・江原等の地から30㍓未満の小型船が時々出漁操業している。
- ・イカ・サンマなど回遊性魚族は日本漁船団によって大量に漁獲されている実情

6) 独島を中心とする東海で営まれる漁業（漁具・漁法）および規模

漁業別	漁具漁法	漁期	漁船出漁規模		対象魚族
			現在 (㍓数)	今後 (㍓数)	
イカ漁業	一本釣 自動的釣獲機	5～12	2～20	50～200	イカ
サンマ流刺網漁	流刺網	10～7	7～30	30～100	サンマ
サケ・マス漁業	流刺網	1～5		100～200	マス
メンタイ漁業	底刺網	11～3	7～30	7～30	メンタイ
	延縄		7～30	7～30	
三重網漁業	刺網	1～2	3～30	3～20	カレイ類・クロソイ・〇〇〇・アイナメ・タナゴ・マダイ・カワハギ・メバル
ブリ漁業	曳縄鉤	1～2		10～20	ブリ

潜水漁業	潜水器 海女	1～2 1～2	5～7 5～7	5～10	海藻類：ワカメ・イワノ リ・○○○○・○○ 貝類：サザエ・アワビ・ イガイ その他：ミズダコ・ウ ニ・ナマコ
フグ延縄	延縄	1～2		5～10	フグ
トロール漁業	低層曳網	1～2		50～200	カレイ類・クロソイ・○ ○○○・アイナメ・タナ ゴ・エイ・メンタイ・ナ マコ・ウニ

「回遊性魚族 年間 潜在漁獲量：300,000 トン」は、鬱陵島と竹島の「両島海域漁業」の年間漁獲実績 2 万トン、新漁場開発による 5 万トンの増産という 1970 年の推計（「鬱陵島および独島漁業開発調査 1970.6 水産庁」）や、「鬱陵島および独島周辺近海に魚族資源が豊富でイカなど 6 個の魚種で年間漁獲高を約 9,700 トン」という 1972 年の予想（「鬱陵島および独島水産施設計画に対する意見照会」）よりも桁違いに大きく、誇張された可能性もある。しかし、竹島周辺は暖流・寒流両方の魚種が豊富とされ、それらを対象とした規模の大きな漁業の振興が期待されたのは事実であった⁴⁴。

一方で課題も多かった。「東海漁業開発計画」「2.現況」の「ナ、問題点」では次の五点が挙げられている。

- 1)独島近海で操業する各種漁船の緊急避難港施設が皆無
- 2)その他陸上施設は第 1 種共同漁場操業のための簡易漁民保護所（3カ所：26.6 m²）、ワカメ加工作業場（6 m²）以外は皆無。
- 3)独島近海漁場に出漁する漁船規模の小型と不足
- 4)独島施設工事の難点（施設基本調査先行）
- 5)日本の独島領有権主張と大型船による大挙操業

1)・2)・4)の竹島での漁業施設の未整備や建設困難については過去の調査でも明らかになっていた。結局、1973 年の調査の後、水産庁は 1974 年度予算に「独島港防波堤施設」建設費用を計上しなかった（「独島を中心とした東海漁業開発計画にともなう建議」⁴⁵）。

一方で竹島周辺での漁業の振興は推進された。注目されるのは、3)と 5)の、日本の大型漁船と韓国の小型漁船の格差である。「一般漁業は慶北・鬱陵・江原等の地から 30 トン未満の小型船が時々出漁操業している」のに対して、「イカ・サンマなど回遊性魚族は日本漁船団によって大量に漁獲されている実情」という「操業実態」があった。

⁴⁴韓国自然保全協会編刊『鬱陵島および独島総合学術調査報告書』（1981 年 12 月）には、「北部の冷水塊と対馬暖流の勢力のうちどちらが強いかによって本海域の海洋環境が変わって来るだろう」とある（230 頁）。

⁴⁵前掲註(21)「独島漁港施設調査綴」6 コマ。

よって、竹島周辺で操業する韓国漁船の大型化と性能向上は韓国の課題であった。「東海漁業開発計画」の「3.開発計画」の「カ、推進方向」に「1)イカ漁業・ブリ曳縄鉤漁業・フグ延縄漁業を優先開発する」とあるように、大量の漁獲が望まれる回遊魚への関心は高かった。そして、次に示す、「カ、推進方向」に続く 1973 年から 4 年間にわたる投資計画でわかるように、韓国がもっとも振興をめざしたのはイカ釣漁であった。とりわけ、1974 年以降は効率のよいイカ自動釣漁船の建造・導入が、年 65 隻のうち 50 隻も計画されていることに注意したい。

ナ、73 年度投資計画（漁船投入）

1)新規漁船建造（イカー一本釣漁船）

2)既存漁船活用 ①機船底曳網漁のイカ兼業

②ブリ曳縄鉤漁業

③フグ延縄漁業

漁業別	規模	隻数
1. 漁船建造（イカー一本釣）	30 トン	15 隻
2. 既存漁船の活用		
1)近海機船底曳イカ兼業	40 トン	15 隻
2)同上施設改良	40 トン	20 隻
3)遠洋機船底曳イカ兼業	70 トン	25 隻
4)ブリ延縄漁業	10～20 トン	5 隻
5)フグ延縄漁業	10～20 トン	5 隻
6)機船旋網イカ試験操業		2 統
総計	事業費計 354,950 千ウォン（補助 72,045 融資 233,715 自己負担 49,190）	

タ、年次別投資計画（漁船投入）

漁業別投資計画(74年)

漁業別	規模	隻数
1. 漁船建造（イカー一本釣）		
カ、イカー一本釣	30 トン	15 隻
ナ、イカ自動釣漁船	100～300 トン級	10 隻
2. 中古漁船導入		
イカ自動釣漁船	100～300 トン級	40 隻
3. 既存漁船活用		
カ、遠洋機船イカ兼業	80～170 トン	20 隻
ナ、近海機船イカ兼業	30～80 トン	20 隻
タ、機船旋網イカ兼業		5 統
ラ、ブリ曳縄釣	10～20 トン	5 隻
合計	事業費計 3,481,950 千ウォン（補助 72,045 融資 3,223,315 自己負担 176,590）	

（上記計画は 75～76 年まで同一物量を継続投入する）

ところで、1973年の「東海漁業開発計画」には「漁業別投資計画(74年)」の「執行方法」として「イカ自動釣漁船(100ト級)建造」の財源は「漁業協力資金(4000万ドル中残額1000万ドル)で建造」とある。この「漁業協力資金」は日本が提供した資金に違いない。1965年の日韓基本関係条約および諸協定のうち日韓漁業協定についての日本政府による説明には、次のように記されている⁴⁶。

韓国漁民の日本漁業に対する不安感は、韓国漁業の劣勢からきており、韓国漁業の発展をはかることが、日韓漁業関係の円満な推移を確保する途でもある。(略—筆者—) また、漁業協定とは別の問題ではあるが、経済協力問題で、民間信用供与に関する交換公文があり、そのなかでは、日本側より三億ドル以上と期待される民間信用供与について、関係法令の範囲内で容易化、促進の措置がとられることになっており、このうちには漁業協力のための九千万ドルが含まれ、これについて日本政府が出来る限り好意的配慮を与えることになっている。

韓国が1952年に一方的に設定した李承晩ラインの侵犯を口実とした日本漁船拿捕をやめさせるため、日本は韓国に漁業協力を行った。そのうちの民間信用供与(「漁業協力資金」)9千万ドルは二つに分けられ、「沿近海漁業用3,000万ドルは1967年度から10次年度にかけて執行された。その内容を見れば漁船建造903隻に20,582千ドル、陸上施設49か所とその他136台に8,730万ドル、そして事業着手金688千ドルを使用して3,000万ドル全額を執行した」。一方1968年から1977年まで7次にわたる「遠洋漁業用6,000万ドルは漁船建造および導入47隻に58,835千ドル、陸上施設1か所に500千ドルを使用して総執行額は59,335千ドルで、使用残額665千ドルは不用額として処理」された⁴⁷。どちらも漁船の導入・建造に力点が置かれたが、それは請求権・経済協力協定で韓国に無償供与された3億ドルのうち9.1%(27,175,542ドル)が水産業に投下された資金でも同様であった⁴⁸。

韓国漁業の発展をはかることにより、李承晩ライン問題の根底にある「日本漁業に対する不安感」を解消して両国関係を好転させるという日本政府の配慮を、韓国は利用した。竹島の不法占拠強化につながる「イカ自動釣漁船(100ト級)建造」に、日本からの「漁業協力資金」を韓国は使用しようとしたのである⁴⁹。

⁴⁶前掲註(18)『時の法令 別冊 日韓条約と国内法の解説』40頁。

⁴⁷前掲註(6)『現代韓国水産史』1304~1308頁。

⁴⁸経済企画院編刊『請求権資金白書』(1976年12月 ソウル)によれば、「請求権資金」総額3億ドルのうち、水産振興事業に3.6%、漁船導入・建造および改良に5.5%が使用された(378~379頁)。1191.5万ドルが費やされた漁船導入・建造の対象となったのは主に機船底曳漁船と旋網漁船であった(158頁)。

⁴⁹前掲註(6)『現代韓国水産史』によれば、近海用イカ自動釣漁船は、1973~76年の「東海漁業開発計画」の期間には「漁業協力資金」で建造されていない。1977~79年の三次にわたって計144隻以上(291万ドル)が伊藤忠や丸紅からの借入金で建造された(1306頁)。一方、「東海漁業開発計画」の期間である1973~76年に、韓国は近海用イカ自動釣漁船を68隻導入している(1022頁)が、これは「各種資金」によるとなっており、「漁業協力資金」によるものかは不明である。

4. 竹島近海の日本漁船排除

1978年5月、領海12海里を暫定実施していた韓国は竹島近海で操業する日本漁船に退去を命じた。それは次の通りであった（1978年5月15日付『中国新聞』 広島）。

境港基地の島根、鳥取両県約四十隻を含め百隻近い沖合スルメイカ漁船が竹島沿岸で操業の最中だった九日、韓国軍艦が「六が外」への退去を警告、十日には十二がに拡大された。四月三十日に領海十二がを実施に移した韓国が、竹島を対象にしていることがはっきりしたのである。スルメイカ漁船は自主的に二十～三十が沖合へ“退避”したが「沖合にはイカがない」という悲惨な無電も入っている。日本漁船がいなくなった十二が内には二十トクラスの韓国のサンマ漁船が百五十隻近く集結し、軍艦と警備艇も残っているといわれている。

1973年から1982年まで開催された第3次国連海洋法会議は、距岸12海里までの領海と距岸200海里までの排他的経済水域の設定を沿岸国に認めた国連海洋法条約を採択した。1977年に米ソ両国が200海里漁業水域設定を実施し、日本も同年5月2日に「漁業水域に関する暫定措置法」（法律第31号）を公布した。ただし、同年6月17日公布の同法施行令（政令第212号）では東経135度以西の日本海と東シナ海では漁業水域を設定せず、韓中両国の漁船に対しては漁業規制の適用を除外していた。また、日韓両国はともに1977年に領海を12海里とする法律を公布した。韓国は翌1978年4月30日に領海12海里を暫定実施し、同年9月30日に完全実施した。韓国による竹島近海からのイカ釣を主とする日本漁船の排除は、このように海洋法の枠組みが激変する中で行われた。

焦点となった日本海沖合での日本のイカ釣漁がさかんになったのは、1960年代後半であった。以下はその概略である⁵⁰。

1961・1962の両年に新潟の水産庁日本海区水産研究所と関係各府県の水産試験場が参加してスルメイカ資源を調査した結果、「中央部の大和堆を中心とした沖合水域における釣漁業の可能性への期待が浮かび上がった」。その後1964年頃から「自動いか釣機械の導入にともなうて、省力化が急速に進み、従来、多数の乗組員を必要としていたイカ釣漁業も、少人数で簡易に操業できるようになった。一方、加工技術の進歩によって珍味加工原料としての需要が急速に増大した」。1967年には「兵庫・鳥取の中型沖合底びき漁船（40～60ト型）の一部が、底びき漁業の閉漁期に当る夏季に、沖合の大和堆漁場への出漁を試みて好成績をあげた」⁵¹。これに刺激されて1968年には「西部各地の沖合底びき漁船のイカ釣漁業への進出が急増し、この年の出漁数は170隻前後に達し、ようやく沖合イカ釣漁業として本格化した」。

1969年には「西部の沖合底びき船を主体に、以西底びき漁船、サケ・マス漁業からの転換による60～90ト型の專業船の進出がめざましく、これらを合わせた操業船は400隻を越した。また、この年の漁場は中央部の大和堆水域から、秋季にはスルメイカ群の南下移動に対応して日本海の南西海域に拡大され、操業も5～11月の約7カ月間に延長され、沖合水域からのスル

⁵⁰笠原昭吾「近年の日本海におけるスルメイカ資源と沖合いイカ釣漁業の動向」（『繁栄をもとめて いか釣漁業』（東和電機製作所 函館 1975年12月）。

⁵¹1967年8月29日付『京郷新聞』には、「試験船太白山号」が「大和堆」でイカの大漁場を「発見」した、ここでは日本漁船百余隻が出漁中だとあり、韓国が日本のイカ釣漁の動向を注視していたことがわかる。

メイカの漁獲量は4万ト以上に達し、この年の日本海本州沿岸水域の漁獲量2.5万トをおおきく上回った」。1970年には「99ト型および100ト以上の船型で急速凍結機を設備した新鋭のイカ釣専用漁船が全国的に進出し、「操業船は1,200隻となり、漁場も沿海州寄りの北部海域へと拡大され、その漁獲量は7万トを越えた」。1971年には「操業船は2,000隻前後、漁獲量は約12万トに拡大し」、漁場は「カラフト西岸域にまで拡大され、日本海内において未利用漁場は存在しない状態にまで開発が進められ各方面から注目をひく一大新興漁業に発展した」。

日本海のスルメイカ漁獲量を示した[図4]でわかるように、漁獲量が最大となったのは1972年のことであった。近畿農政局作成資料によれば、1969年から本格的な操業がはじまったと思われる「竹島周辺」（竹島を中心とした約6万km²の海域）でも、「西部日本海地域」5府県のイカ漁獲量合計は、1971年に40,745ト、1972年に26,198トとピークを迎えた⁵²。1971年には日本海のスルメイカ漁獲量の三分の一にもなり、「竹島周辺」で多くのイカ釣漁船が操業した。1974年頃まで「毎年5、6月の休漁期明けに竹島周辺に出漁した」出雲市在住の漁業者は、「当時は、竹島から鬱陵島にかけて大小千隻ものイカ船が集中したものだ。島に近づくほどイカも豊富で、50～100海里沖まで近づいて操業していた」という証言を残している⁵³。1973年の「東海漁業開発計画」にある「イカ・サンマなど回遊性魚族は日本漁船団によって大量に漁獲されている」という記述は、韓国水産庁の担当者が目撃したイカ釣漁の実態を反映していた。

よって、韓国も竹島周辺での漁業振興に努力し、「一般漁業は慶北・鬱陵・江原等の地から30ト未満の小型船が時々出漁操業している」にすぎない状況を変えようとした。「東海漁業開発計画」にある1973年から4年間にわたる投資計画でイカ漁船の増強、とりわけ「イカ自動釣漁船」の建造・導入計画が強調されているのはその表れであった。

島根県水産試験場試験船「島根丸」に乗船して1978年5月14日に竹島を視察した新井都登司場長⁵⁴は次のように語った（1978年5月17日付『中国新聞』）。

レーダー探索で、竹島の十二海里内の船影をキャッチしたが、エコー（影）が薄く、集魚灯の光度も低いので、おそらく韓国の小型イカ釣り漁船だろう。四十隻はいたと思う。光度が高いのですぐわかる日本漁船は、竹島から遠く離れた二十四海里から五十海里に百五十隻が点在し、夜釣りを続け、なかには鬱陵（うつりょう）島近くの海域で操業している船が五隻もいたのには驚いた。

竹島の近海12海里内に「韓国の小型イカ釣り漁船」が40隻はいたという証言に注目したい。これは、韓国の竹島周辺での漁業振興策の成果を示している。

「韓国沿岸で漁獲されるイカの年間総漁獲量は毎年継続的にわが国総漁獲量で首位に付けており、1965年度には68,398トで全国魚種別漁獲高の17%を占めている。これらの大部分の漁獲物は東海岸を中心とした一本釣漁業によって漁獲されている」⁵⁵。「現在の一本釣から機械

⁵²前掲註(1)『竹島問題の起原—戦後日韓海洋紛争史—』370頁参照。

⁵³1987年1月13日付『中国新聞』。

⁵⁴新井都登司はこの記事で「魚労主任時代の二十八年十月に竹島に初上陸しており、その後スルメイカ・サンマの漁場調査で数回竹島に接近している」と述べている。新井は1953年10月21日に島根県水産試験場試験船「島根丸」で竹島を調査して上陸し、1954年3月23日にも竹島に上陸した（1954年3月25日付『毎日新聞（島根版）』）。

⁵⁵朴注烈「韓国東海産イカの生物学的研究」（国立水産振興院編刊『水産資源調査報告』7 1967年12月釜山）42頁。

化された漁具漁法に改良されたならばイカの漁獲増強は必然的であろう」⁵⁶。

このような 1960 年代の韓国のイカ釣漁の状況は 1970 年代末には次のように変化した。「大和堆近海と鬱陵島～独島近海で夏季発生群（3～8月）と秋季発生群（6～11月）、冬季発生群（11～2月）を主対象として延べ 11,830 隻が出漁、隻当たり 1,590 kg、一人当たり 19.8 kg、総 18,790 トンを漁獲し、平年（1975～1978 年）比、延べ出漁隻数 63%、総漁獲量は 13%減少したが、一隻当たり漁獲量 131%、1 人当たり漁獲量は 23%増加した漁況を見た。このような漁況変動は資源密度が低い東海沿岸側漁場よりも極前線が形成された大和堆遠海漁場に大型船が出漁、長期操業をしたことに起因する。」⁵⁷。沖合漁業への発展と機械化が推進されたことがわかる。

一方で、韓国は竹島近海で操業する日本漁船排除の姿勢を強めていった。1972 年 5 月 11 日、日本政府は駐日韓国大使館の一等書記官を外務省に呼んで「日本領土である竹島の海域で漁労する日本漁船を韓国警備艇が臨検または操業を妨害したことに對して嚴重に抗議」した⁵⁸。この口頭抗議時に韓国に手渡された外務省作成の同日付「竹島周辺における韓国警備艇による日本漁船臨検事件の概要」⁵⁹は次の通りであった。

船名	本船要目（船主）	発生日	発生場所
第 1 共 栄丸	総トン数：99.9 トン 船長：S・Y(38 歳) (F・K 京都府竹野郡網野町)	5 月 6 日 18:00 頃「操業中」	(現認) 竹島東方 4 海里付近
	操業中竹島の島影から警備艇が出て来て、第 1 共栄丸から約 0.5 海里離れたところで漂泊中のイカ釣り漁船（200 トン位 船名番号不詳）に接舷した。状況を注視していたところ、約 30 分後に警備艇は該船から離れた。その直後該船から韓国警備艇からの警告として無線電話により「日本イカ釣り漁船に告ぐ。直ちに韓国領海 12 海里外に出ること。再び領海を侵犯した場合は現行犯で連行する」と放送した。		
第 58 興 運丸	総トン数：99 トン 船長：F・T (W・K 新潟県柳島町 1-2-1)	5 月 7 日 11:15 頃「漂泊中」	竹島北西 4 海里付近
	漂泊中韓国警備艇 871 号が接舷しようとしたが荒天のため接舷をあきらめ 11:30 頃離れていった。「もやいを取ってくれ」という意味のことを言っているのは分ったがそのほかの事は全く分らず身振り手振りも特になかった。拿捕の危険は感じなかったが一抹の不安があった。		

⁵⁶ 朴周錫・朴注烈「イカ標識放流結果に対して」（前掲注(55)『水産資源調査報告』7）38 頁。

⁵⁷ 国立水産振興院編刊『国立水産振興院年報』16(1980 年 10 月 釜山)47 頁。スルメイカの「夏季発生群」、「秋季発生群」、「冬季発生群」の三分類は日本の先行研究にすでにあつた。前掲註(50)「近年の日本海におけるスルメイカ資源と沖合いイカ釣漁業の動向」では「冬生まれ群」と「夏生まれ群」に言及した後で、「秋生まれ群は、沖合漁場の開発によって新しく漁獲対象になった資源であり、昭和 47 年以降においては、日本海で漁獲されるスルメイカの 70～80%を占める（略一筆者）」など重要視されている（34～35 頁）。

⁵⁸ 「独島海域における我が国警備艇の任務遂行に対する日本側の抗議」（韓国外交史料館所蔵資料「独島問題, 1972」(分類番号:743.11JA 登録番号:5419 制作年度:1972 生産機関:東北亜課)) 16～17 コマ。

⁵⁹ 前掲註(58)「独島問題, 1972」20～21 コマ。人名はイニシャルで表記した。この資料は日本語である。

第 20 福 吉丸	総トン数：240トン 船長：E・T (丸中漁業(株) 宮城県塩釜市 港町)	5月7日 12:30 頃「機関修理中」	竹島付近(位置関係調整中)
	機関修理中、韓国警備艇 871号から口頭により領海には入らないよう注意を受けた。 他の調べはない。		
第 3 豊 昇丸	49トン イカ釣り 船長：Y・N (H・T 長崎県下県郡豊玉村)	5月6日 22:30 頃「操業中」	竹島北西7～8海里付近
	韓国警備艇(番号不詳)から拡声器で12海里に入らぬよう注意され、イカ釣り漁具 収容中該警備艇は接舷を試み、その際第3豊昇丸のブルワークが破損した。また船長 は警備艇に移乗せよ、無線で付近操業中の漁船に12海里から出るよう連絡せよと指 示されたもよう。		
第 38 浦 吉丸	99トン イカ釣り 船長：N・I (浦吉漁業生産組合 島根県隠岐 郡西島町)	5月8日 22:30 頃「操業中」	竹島西南西6海里付近
	韓国警備艇に接触され、同艇の棧橋で今後韓国の領海を侵犯しない旨始末書を書かされ た。(この前後5隻余りの日本漁船が始末書を取られた)(871号艇)		

海洋警察隊から内務部長官宛の1974年6月3日付「日本漁船独島近海侵犯にともなう措置
建議」⁶⁰には次の表が添付され、「東海漁業開発計画」の初年度にあたる1973年と1974年の
状況がまとめられている。

カ. 日本漁船専管水域侵犯対比表

	総出現隻数	追放隻数	自主退去隻数	検挙問隻数
73年度	126	97	24	5
74年度(5月末現在)	129	127		2

ナ. 74年5月末現在侵犯現況

日時	場所	総出現隻数	追放隻数	検挙問隻数
5.2.18:00	独島東北方2㌔ ^イ	36	36	
5.3.21:30	独島東北方5～6㌔ ^イ	60	60	
5.4.19:15	独島東北方1～2㌔ ^イ	3	2	1

⁶⁰韓国国家記録院所蔵資料「日本漁船の韓国領海および漁業専管水域侵犯，1974」（管理番号：DA0093942
生産年度：1974年 生産機関：東北亜1課）52～55コマ。「ラ、検挙船舶〇〇」では「自認書」等で確認
できるものは漢字で船名を記した。「第8助九郎丸」は本来この表にはなく、「自認書」により追加した。
「第8助九郎丸」の臨検に対しては日本政府が不当であると抗議し、韓国政府が竹島は韓国固有の領土
であるとして反論、さらには北朝鮮政府が韓国政府と同じ立場で日本政府を非難した（1974年6月8
日付『韓国日報』・同年6月9日付『朝日新聞・東京本社版』・同年6月12日付『朝日新聞・東京本社
版 夕刊』）。

5.28.18:10	独島東北方 4 哩 ⁶¹	30	29	1
総計	4 回	129	217	2

タ、73 年度侵犯現況

	総出現隻数	追放隻数	自主退去隻数	検挙問隻数
3.7.07:30	15		14	1
3.17.07:00	5	5		
5.6.17:50	51	49		2
5.16	10		10	
5.23	40	38		2
11.3	5	5		
総計	126	97	24	5

ラ、検挙船舶〇〇

日時	位置	船名	ト ^ン 数	備考
1973.3.7.07:30	33-18N 126-06E	第 12 공부丸	114	雑魚 15 箱
1973.5.6.17:50	37-17N 131-51-30E	第 1 대 공丸	98.75	
1973.5.6.18:00	37-18N 131-51-150E	대성丸	99.96	
1973.5.23.23:00	37-17N 131-51-30E	第 13 海幸丸 (長崎)	88.22	
1973.5.4.00:30	37-15N 131-47E	第 18 성민丸	89.96	
1974.5.4.19:15	37-15-30N 131-51E	第 51 喜代丸 (福岡)	98.16	イカ 150 箱
1974.5.30.04:10	37-14N 131-43E	第 25 正一丸 (青森)	99	イカ 2,000 箱
1974.6.3.05:00	37-22N 131-51E	第 8 助九郎丸 (神奈川)	96	

「ラ、検挙船舶〇〇」ではすべての漁船について、「違反事項」は「専管水域侵犯操業」、「措置」は「自認書徴収追放」と書かれている。1965 年の日韓漁業協定では、距岸 12 海里までの漁業水域（「漁業専管水域」や「専管水域」とも呼んだ）の設定が認められ、それを韓国は竹島にも適用しようとした。しかし、竹島近海では日本漁船は海岸近くまで接近できたことが、漁業者の証言で明らかになっている。そして、「竹島周辺における韓国警備艇による日本漁船臨検事件の概要」では日本漁船が拿捕・抑留されてはいないこと、「日本漁船独島近海侵犯にともなう措置建議」で日本漁船に対する措置が「検挙」から「検問」に手書きで訂正されていること、常時日本漁船を「検問」していたわけではないこと、これらを見ると、1978 年までの韓国の日本漁船排除の姿勢はまだ断固としたものではなかった。1977 年 2 月 8 日付『朝日新聞・東京本社版』には「日韓両国が領有権を主張し、双方がそれぞれ同島周辺に十二哩の漁業専管水域を設けてはいるものの、最近は同漁場内での紛争も全然ない」という説明があり、紛争防止のために何らかの措置がとられていた可能性もある。

ところで、1978 年の竹島近海からの日本漁船排除については、以前から疑問があった。「西部日本海地域」5 府県の「竹島周辺」でのイカ漁獲量合計は、1971 年の 40,745 ト^ン、1972 年の 26,198 ト^ンから、1976 年の 5,713 ト^ン、1977 年の 4,229 ト^ンに激減した⁶¹。にもかかわらず、1978

⁶¹水産庁研究開発部研究課編刊『いか釣漁業資源』（1976 年 11 月 東京）によれば、日本海海域のスルメイカ漁獲量は 1972 年の約 29 万ト^ンから、1973 年の 27.5 万ト^ン、1974 年の 24.1 万ト^ン、1975 年の 22.3 万

年5月には「境港基地の島根、鳥取両県約四十隻を含め百隻近い沖合スルメイカ漁船が竹島沿岸で操業」していたのはなぜかということである。

これについて、日本海でイカ釣漁に従事し、1978年5月には水産庁監視船に乗って竹島の韓国による日本漁船排除を目撃した寺本勝彦（1936年生 松江市在住）は、次のように語った⁶²。「魚は瀬に付くものだから竹島に集まっていたのだと思う。」「竹島では昼釣りもできた。他ではできない。深い所から上がって来る海流に乗って来るからだろう。」1973年5月29日付『朝日新聞・大阪本社版（広島地方版）』の記事「複雑な領土 竹島」には「竹島の東北側の海域は、船腹に日の丸を書込んだ日本のイカ釣り漁船でにぎわっていた」という説明の写真がある。集魚灯を使用して通常夜間に行われるイカ釣漁を竹島近海で昼に行う日本漁船群の姿は、寺本の証言と一致する。

近畿農政局作成資料にある「竹島周辺」は九州と四国を合わせたほどの広大な海域であり、この海域全体では少なくなっても、竹島近海という狭い範囲には島根・鳥取両県だけでなく他県からもイカ釣漁船が出漁するだけの資源はあったものと考えられる。

「独島（竹島）周辺の海は水深二〇〇〇メートルにも及び、また海流の関係か漁業資源はほとんどない。イカがとれた時期もあるが、回遊性の高いイカはすぐいなくなった。」という評価がある⁶³。竹島周辺には大陸棚がほとんどなく底曳網漁業の漁場ではないことは事実であるが、「海流の関係か漁業資源はほとんどない」という記述は理解できない。本稿で紹介したように、1970年代には日韓両国の専門家が竹島周辺を南北の海流に乗った回遊魚の漁場と考えていた⁶⁴。1970年代の「竹島周辺」のイカ漁獲量の激減から「回遊性の高いイカはすぐいなくなった」と評価したのは拙速に過ぎよう⁶⁵。

トと減少した。資源状況への懸念から、100ト以上の漁船に加えて、1972年9月から「30ト以上100ト未満の中型いか釣漁船についても農林大臣の承認制が導入された。それに伴って、日本海いか釣漁業の中核である中型漁船については3・4月の操業禁止期間と操業禁止水域が設定され、また漁獲物陸揚港の指定などの規制措置が講じられた」（8頁）。

⁶²2019年6月17日と同年7月10日に松江市で聞き取り。寺本勝彦は1969年3月から1971年4月まで第1親和丸（79ト）・第8親和丸（90ト）・第11親和丸（250ト）でイカ釣漁に従事した。水産庁の新鷹丸（145ト）での勤務は1975年6月25日から1978年9月1日までだった。寺本は次のように語った。「鬱陵島の近くでイカ釣をした時の韓国の船は手釣で木造の10ト程度、運搬船は30ト程度だった。日本の中古ではない。日本船の集魚灯を頼って韓国船がやって来た。韓国船が釣り出すとこちらは釣れなくなるので竹島まで帰ったことがある。監視船に乗っていた時に竹島で見た韓国の船は日本の中古で船名も書き換えてなかった。」1978年5月に日本漁船が竹島近海から排除された時のことについては、「夜の様子を見に行った。場所は竹島の東側12㍍ぎりぎりの瀬の所だった。韓国の艦艇は日本の船より大きく、水産庁の監督官も拿捕されるのではないかと不安がっていた。海上保安庁の巡視船も遠くで見ているだけだった。」と回想した。

⁶³岩下明裕『入門 国境学』（中公新書 2016年3月）116頁。

⁶⁴前掲註(50)「近年の日本海におけるスルメイカ資源と沖合いイカ釣漁業の動向」にある図2～5

（「図2 日本海の夏における流動・水塊配置の海況模式図（長沼より）」（39頁）・「図3 日本海の秋における流動・水塊配置の海況模式図（長沼より）」（40頁）・「図4 日本海における春～夏季スルメイカ北上群の分布と移動模式図」（41頁）・「図5 日本海における秋季スルメイカ南下群の分布と移動模式図」（44頁）は海流とイカの回遊経路の相関性を示したもので、両者とも竹島周辺を通過していた。前掲註(61)『いか釣漁業資源』には、「日本海中・南西部から東シナ海北部にかけて」が産卵場と推定される秋生まれ群は、「5月頃になると、外套長15～18cmに成長したものが、日本海南西部の竹島周辺、隠岐諸島～山陰沖合および能登半島～佐渡島近海を中心とした対馬暖流沖合分支流域などで捕獲される」、「南下主群は9月中旬～10月頃には朝鮮半島東岸域と対馬沿岸に、一部は隠岐諸島周辺～山陰沿岸、富山湾～佐渡島近海に達」するとある。竹島近海での盛漁期は5月と10月前後であった。

⁶⁵前掲註(53)の1987年1月13日付『中国新聞』の記事では「現在、竹島の十二㍍以内には近づけないが、それでも、周辺水域では、年間スルメイカ二千八百ト、ベニズワイガニ一万二千トの漁獲が揚がっている」とある。なお、前掲註(63)『入門 国境学』には竹島の漁業資源に続けて李承晩ライン問題

おわりに

1965年に日韓国交正常化が実現して日韓漁業協定が締結されるまでの間、韓国が好漁場の独占をめざして日本漁船を排除しようとしたのは、主に済州島周辺から対馬周辺にかけての好漁場であった。竹島周辺海域は李承晩ライン問題の焦点ではなかった。この時期に竹島近海での日本漁船拿捕は確認できない。

しかし、1960年代末から竹島周辺海域は日本のイカ釣漁船の漁場となり、1970年代になると韓国も日本海の沖合漁業に本格的に参入することになった。1977～78年の竹島問題をめぐると韓国の対立は、竹島問題と漁業問題が結びついたことに重要性がある。

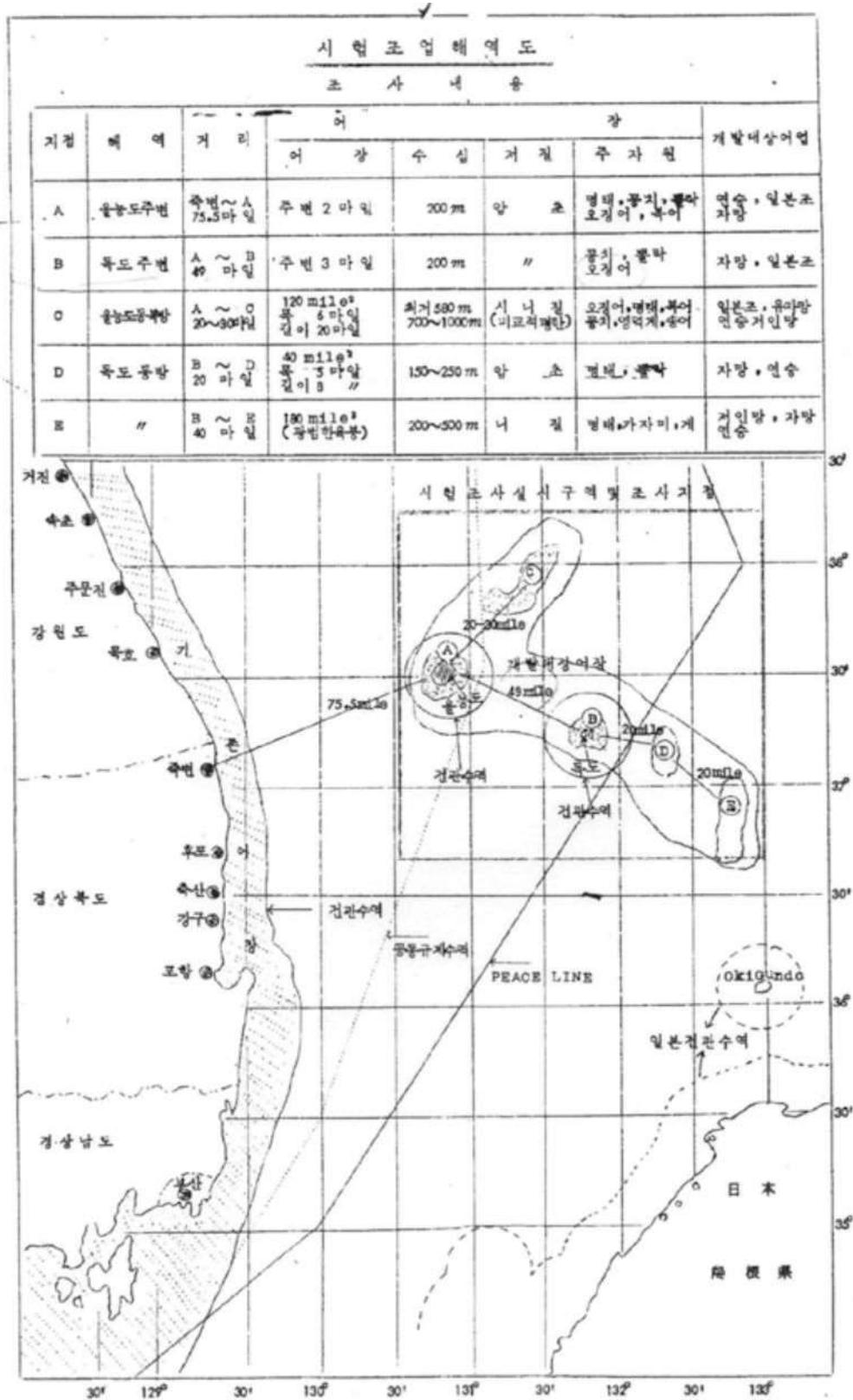
竹島周辺海域での韓国漁業が未開発であった原因の一つは、自然条件の厳しさにあった。本稿で取り上げた資料が示すように、漁業者を保護するための竹島での施設建設は1970年代ですら難工事であり、鬱陵島はもちろん慶尚北道も資金力と技術力の不足から実施できず、韓国政府に着手を要望した。

これを見ると、前近代において鬱陵島の朝鮮人が容易に竹島での漁労ができたとは考えにくい。韓国政府外交部ウェブページ「独島」の「資料室」にある「鬱陵島の属島、独島」(http://dokdo.mofa.go.kr/jp/pds/part_list06.jsp)には、「晴れた日には鬱陵島から望むことのできる独島は鬱陵島の属島と認識されてきており、昔から鬱陵島の住民たちが漁業を営んできた韓国の領土です。独島が鬱陵島から望め、鬱陵島の属島とされてきた事実は、以下のように韓国と日本の数々の史料を通じて確認できます。」とあり、15件の資料が例示されている。しかしこれらのうち19世紀までのものに、竹島で「鬱陵島の住民たちが漁業を営んできた」具体的な記録はない。

1977～78年の日本との対立を契機に、韓国は大韓帝国政府が竹島を管轄下に入れたとする1900年の「勅令41号」を新たな「根拠」とすることになった。1980年代後半には、明治政府が竹島を日本領土外としたとする「太政官指令」も知ることとなった。竹島不法占拠の強化、新たな「根拠」による竹島領有主張の再構築が行われ、1980年代の竹島問題は新段階に入った。さらに日本海における漁業問題が加わり、竹島問題は複雑さを増していくのである。

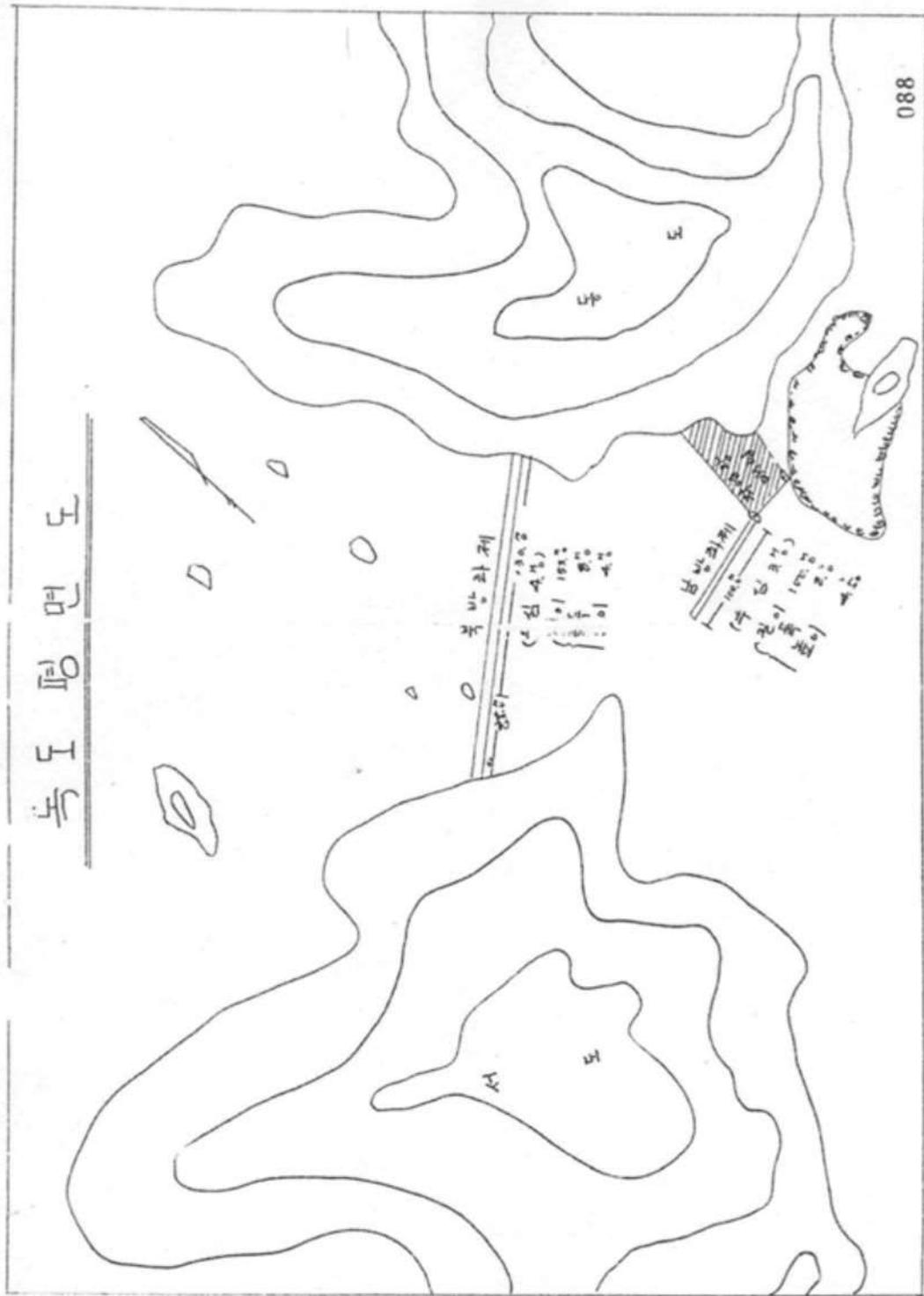
についての説明があるが、疑問点が多い。①「李承晩ラインを越えたとして多くの日本漁船が拿捕されたのは事実だが、これは竹島近海ではない。ほとんどが漁業資源の豊穡な対馬沖である」とある(116頁14～16行)が、韓国が日本漁船を拿捕したのは済州島周辺から対馬にかけての水域が主であって、「対馬沖」だけではない。以西底曳・以西トロール漁船の操業許可水域は東経128度30分(＝五島列島の西側)。1952年9月までは東経130度)以西の海域であった。旋網漁業の好漁場は済州島東方の海域であった。対馬近辺で拿捕されたのは延縄漁船と沖合(以東)底曳網漁船であるが、これらもここだけで拿捕されたわけではない(拙稿「1960年代の韓国の日本漁船拿捕について」(九州大学朝鮮学研究会編刊『年報 朝鮮学』21 2018年12月 福岡))。この記述では、済州島周辺およびその西南方の海域の漁業資源を独占しようとした韓国の意図がわからない。②「当時は日本の漁業が韓国を圧倒し、韓国沿岸近辺にまで押し寄せており、それをどのように食い止めるかが韓国にとっての喫緊の課題であった。日本は自粛ラインを引いて韓国沿岸に立ち入らないようにしていたほどである」とある(117頁1～3行)が、「自粛ライン」の意味が不明である。「当時」とは李承晩ラインをめぐる紛争の時期(1952～1965年)と解され、その時に「自粛ライン」はない。1965年の日韓漁業協定で設定された距岸12海里の漁業水域が該当するのかもしれないが、12海里漁業水域は「一方の締約国が(略)他方の漁船が漁業に従事することを排除する」水域(第1条第2項)であって、排除の主体は韓国なので日本が操業を「自粛」したとは言えない。日韓漁業協定で距岸12～40海里に設定された「共同規制水域」は「両締約国は、共同規制水域においては、(略)漁業規制措置を実施する」(第3条)とあるように、資源状況をふまえた合意の上で、平等な立場で日韓双方が規制を行うものであった(例えば総漁獲量は双方とも15万トンを基準にしていた)。日本の一方的な「自粛」ではなく、「韓国沿岸に立ち入らないようにしていた」ものでもない。また、「当時は日本の漁業が韓国を圧倒し、韓国沿岸近辺にまで押し寄せており」という記述と、①の部分との整合性も問題になる。「対馬沖」は「韓国沿岸近辺」ではない。

[圖 2] 「試驗操業海域圖」



出典：「鬱陵島および独島漁業開發調査 1970.6 水産庁」

〔图 3〕「独島平面図」



出典：「独島漁港施設のための現地調査報告書」

〔図4〕「日本海におけるスルメイカ漁獲量の経年変化」

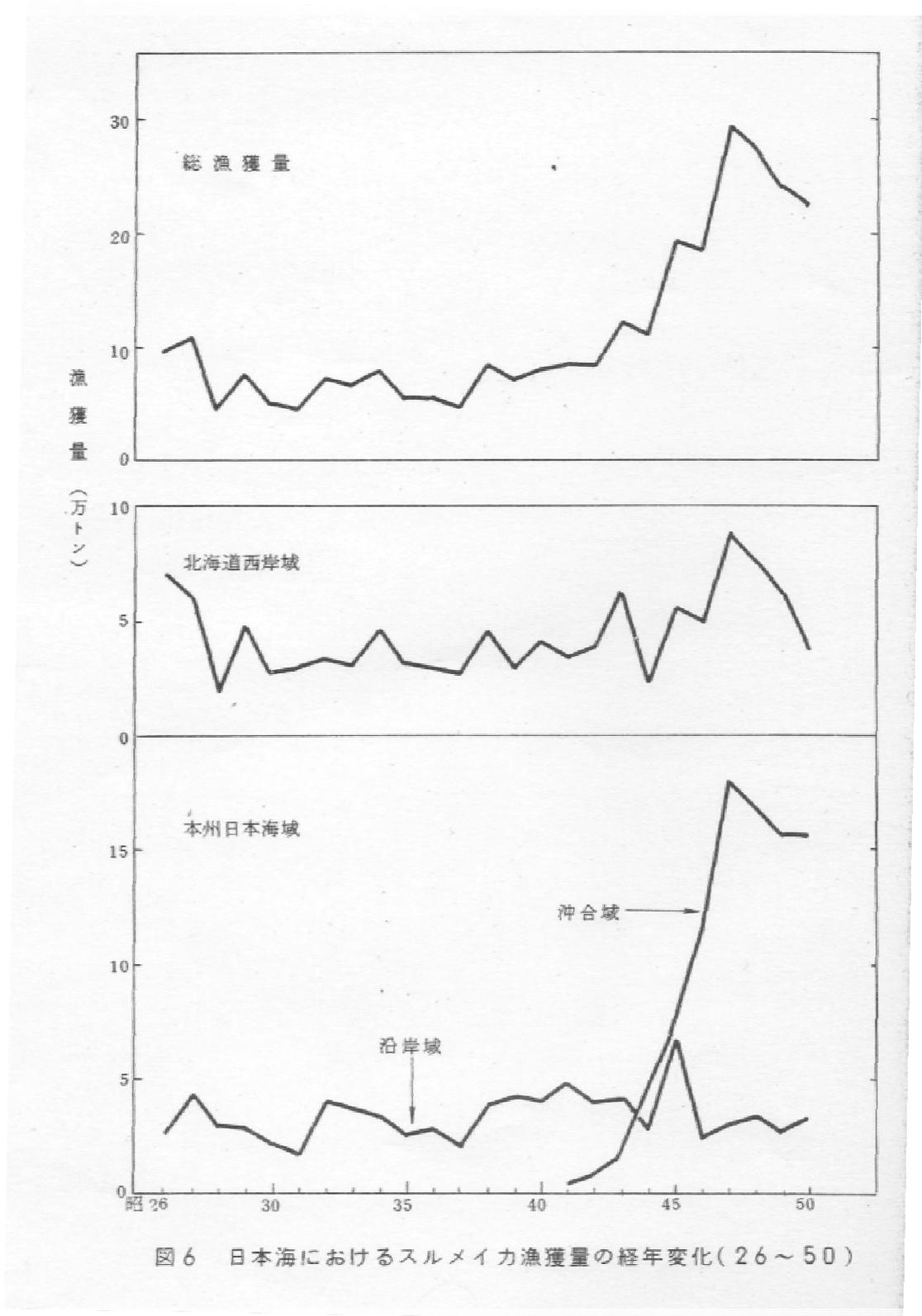


図6 日本海におけるスルメイカ漁獲量の経年変化(26~50)

出典：水産庁研究開発部研究課編刊『いか釣漁業資源』（1976年11月 東京）

〔補論 韓国の竹島問題への認識〕

本稿を作成する過程で検討した韓国政府所蔵資料には、本稿で引用した部分の他にも、竹島問題に関する重要な論点が含まれている。それらをここで紹介したい。

1. 日本の統治終了直後の鬱陵島の朝鮮人の竹島認識

慶尚北道作成と思われる、1948年6月の米軍機による竹島爆撃事件についての「経緯報告」（本稿註(8)（60頁）参照）には、「解放後盃陵島（鬱陵島のこと一筆者補註一）民は本島（竹島のこと一筆者補註一）の所属が不明であるため漁獲上躊躇したので、当時の島司は本島領有権の確認を政府に申請」という文言がある。「本島の所属が不明」なので竹島での漁労をためらったということから、日本の統治終了直後の鬱陵島の朝鮮人は、竹島が日本領である可能性もあると考えていたことがわかる。

鬱陵島から引揚げた日本人の証言にあるように、竹島を管轄するのは朝鮮総督府ではなく島根県であったことを、鬱陵島民は知っていた⁶⁶。竹島が日本領である可能性もあるという「国境の民」の現実に根差した認識は、不法占拠が進む中でその後は見られなくなっていく。日本への強い対抗意識に根ざす「独島は日本の韓国侵略の最初の犠牲物だ。解放とともに独島はふたたび我らの懐に抱かれた」⁶⁷といった叫びの前には息を潜めざるをえなかったであろう。

また、本稿で取り上げた朝鮮（韓国）人の竹島での漁労に関する記事等のうち、(2)「鬱陵島に無人島発見 我が所有が明確！」（1947年6月20日付『嶺南日報』）は、「祖国回復とともに地図上に現れていなかった無人島が我々の領土であることを証明された気持ちのよい朗報がある」と始まる。「朗報」とは、「韓国未當時鬱陵島郡主から朝廷に報告した書類」とあるので、1906年の沈興澤鬱陵島郡守の報告書を確認したことであろうが、大邱にあった『嶺南日報』の記者が、竹島をそれまで認識していなかったと思われる点は興味深い。この記事は、日本の統治終了後の南朝鮮・韓国の新聞記事としては、(1)とともに、竹島を記録したもっとも早いものと

⁶⁶鬱陵島友会編刊『鬱陵島友会報』3（1965年11月）には「同島は島根県の管轄下に在り、魚介海草の漁獲採取はすべて島根県の許可を得るに非ざれば不可能であり、鬱陵島よりアワビ、サザエ、テングサ、ワカメ等の採取に行く者すべて島根県の許可所有者に入漁料を支払って行ったものである。」とある（29頁）。また、2019年5月10日に松江市で鬱陵島からの引揚者（西濱一男（1932年生）・門脇タカ子（1934年生）・門脇秋枝（1940年生）。三人は兄弟である。）に聞き取りをしたところ、西濱一男は、鬱陵島から竹島への出漁は誰でもできるわけではなく、特別に許可された家だけができることは鬱陵島の人たちはわかっており、子供でも知っていたと語った。西濱家は、竹島での漁業権を隠岐の漁業者から私的に買って竹島でアワビ等を採取していた缶詰製造業者奥村家の隣家に住んでいた。なお、門脇タカ子は1945年に船に乗って日本に帰還した時、大人たちが竹島を見て「ここまで来ればもう日本だ」と話したのを聞いたと語った。奥村家の竹島出漁については拙稿「竹島問題と日本統治期の朝鮮水産開発」（島嶼資料センター編刊『島嶼研究ジャーナル』6-2 2017年3月）参照。

⁶⁷この文章は元外務部長官の卞榮泰が1963年2月8日付『韓国日報』に寄せた「独島問題に関して」の一節である。この後に「この島に手を付ける者は全韓民族の頑強な抵抗を覚悟せよ。独島は数個の岩ではなく我が同胞の榮譽の錨（いかり）だ。これを失ってどうやって独立を守るのか。日本が独島奪取をまくろむのは韓国再侵略を意味するものだ。」と続く。この文章は、この年の1月に大野伴睦自民党副総裁が「竹島共有論」を述べたと報道されたことに反発して書かれた。元外務部長官の金東祚は『回想30年 韓日会談』（中央日報社 1986年11月 ソウル）で、国際司法裁判所への付託を拒否した1954年10月28日付韓国政府口上書の一節として引用し（80頁）、前掲註(1)『領土ナショナリズムの誕生 - 「独島／竹島問題」の政治学』でもそのように説明されている（278頁）が、誤りである。「独島問題に関して」には、韓国政府口上書にはない「解放とともに独島はふたたび我らの懐に抱かれた」という部分が追加されていることが注目される。

思われる。2019年改訂の東北アジア歴史財団編刊『日本偽りの主張 独島の真実』では「独島は韓国漁民たちの重要な漁労活動区域だった」とあるが（22頁）、日本の統治終了直後にそのような実態があったのか、検討する必要がある。

2. 日本政府第4回見解への反論をめぐって

1969年に韓国政府外務部東北アジア課が作成した「日本側の独島問題介入企図」に添付された「独島問題の経緯および解決方法」（本稿62頁）の「2. 韓日間の条約および諸協定の調印と独島問題」には、1965年に日韓会談が妥結して日韓国交正常化が実現した時の竹島の取扱いについて、見逃すことのできない記述がある。（下線は筆者による）

(1)過去韓日会談の交渉過程において日本側は独島問題を韓日間の懸案問題に組み合わせて一括解決することを主張してきたが、韓国側は独島が、現在我が国が独島に対して実効的な主権を行使しているように我が国の不可分の領土だという事実を〇〇〇〇すると同時に、いかなる場合にも独島問題は韓日会談の懸案とすることはできないという立場を継続して維持してきた。このような独島問題に対する韓日両国の相異なる主張は韓日間の条約および諸協定に対する正式調印直前までも対立していたが、①最終段階で日本側が独島領有権に関する自国の主張の不当性を認めて調印が可能になったのである。

したがって1965年6月22日の韓日間の条約および諸協定の調印と同時に交換された②“紛争の解決に関する交換公文”には独島問題はまったく含まれていないのは自明の事実だ。

下線部①の、日韓基本関係条約および諸協定調印の前に日本が竹島問題に関する「自国の主張の不当性を認め」た事実はない。下線部②の「紛争の解決に関する交換公文」（以下「交換公文」と略記する）の「紛争」に竹島問題は含まれないという主張も誤りである。

「交換公文」は「両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかった場合は、両国政府が合意する手続に従い、調停によって解決を図るものとする。」がその文言である。調印式直前に佐藤栄作首相が李東元外務部長官に対してやむをえないと述べた（日本の主張の「不当性を認め」たのではない。）のは「交換公文」中の「紛争」に竹島問題は含まれないと議会答弁するなど、韓国政府が日韓条約反対運動に対応するため、国内向けに日本政府とは異なる説明をすることであった⁶⁸。「交換公文」の「紛争」に竹島問題は含まれており、日韓両国には竹島問題解決の義務がある。

「2. 韓日間の条約および諸協定の調印と独島問題」には続けて次のように記述がある。

(2)韓国領土である独島領有権に関する論議はさる6月22日の韓日間の条約および諸協定

⁶⁸前掲註(1)『竹島問題の起原—戦後日韓海洋紛争史—』第10章、および拙稿「慶尚北道独島資料研究会の「竹島問題 100問 100答批判 2」—竹島問題研究会第3期最終報告書附録—に対する反論」（『第4期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』島根県総務部総務課 2019年3月）参照。

の調印を契機に完全に終結したので、1962年7月13日付で日本側が提示した独島領有権に関する日本政府の見解に対してはいかなる抗弁書も発送する必要はなく、したがってこれを黙殺するのである。

それまでの三回にわたる日本政府見解への対応とは異なり、1962年7月13日付の日本政府第4回見解に対する1965年12月17日付の韓国政府口上書には、日本政府見解に反論する見解は添付されていなかった。その理由についての説明である。1965年の「交換公文」の「紛争」に竹島問題は含まれていないと日本は認めた、よって竹島問題は存在しないのだからもはや反論の必要はない、このような論理になっている。「交換公文」の解釈がすでに誤りであるためこの説明は成り立たない。韓国政府口上書に日本政府見解への反論がなかったのは、日本政府見解を論破できなかったためと考えざるをえない⁶⁹。

外務部東北アジア課起案の1965年8月18日付「独島領有権に関する日本側主張に対する反駁書作成」⁷⁰では次のような説明がある。

2. 前記日本側口述書（1962年7月13日付日本政府見解—筆者補註—）に対して再反駁書を作成しようと、当部（外務部—筆者補註—）は李丙燾博士、申奭鎬教授、李漢基教授の三名を1963年6月19日に招致し、この間に韓日両国間で応酬された独島領有権に関する資料を提供して反駁書作成を依頼しました。その後三名を1964年3月14日、1964年6月17日にも招致して反駁書作成を督促したのです。（1964年3月14日には調査費〇〇1万⁷¹ずつ支給した）
3. いまだ我が方の反駁書原稿が作成されていないことに鑑み、1965年8月に前記三名と朴観淑氏を招致して反駁書原稿を速やかに作成するよう再度要請するのはいかがかと建議します。
4. 反駁書原稿の速やかな作成のため研究調査費〇〇それぞれ次のように特殊外交交渉費のうち情報費から支給するのはいかがかと建議します。

李丙燾博士	₩20,000
申奭鎬教授	₩20,000
李漢基教授	₩———
朴観淑教授	₩20,000
委嘱経費	₩20,000
合計	₩80,000

^{シンスク ホ}申奭鎬は「独島所属に対して」（朝鮮史研究会編刊『史海』1 1948年12月）の著者であり、^{イビョンド イハンギ}李丙燾と李漢基は1959年1月7日付の韓国側第3回見解の作成を委嘱された経歴があった。彼らは竹島問題に関する韓国の理論的支柱であった。その彼らが、1963年以来三回にわたる

⁶⁹日韓間の論争については、拙稿「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(上)」(島嶼資料センター編刊『島嶼研究ジャーナル』7-1 2017年10月)および、拙稿「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(下)」(島嶼資料センター編刊『島嶼研究ジャーナル』7-2 2018年3月)参照。

⁷⁰前掲註(10)「独島問題, 1965-71」40~41コマ。

外務部の要請にもかかわらず反論を作成できなかったのである。

1964年3月14日の会合の一週間後の21日に起案された外務部長官から駐日大使宛の「独島に関する資料複写依頼」⁷¹では「反駁書の作成に必要」として、島根県教育会編刊『島根県誌』（1923年6月）にある中井養三郎の「りやんこ島領土編入并ニ貸下願」の関連部分の複写物の送付を求めた。この資料は韓国政府が第1回と第2回の見解で取り上げ、日本政府が主張の誤りを指摘したものであった。

また、外務部長官から民団西宮支部長宛の1964年6月21日付「独島に関する参考資料受付」⁷²では林子平の「三国通覧図説」送付への謝辞が述べられた。駐日韓国大使から外務部長官宛の1965年8月24日付「独島に関する記事抜粋送付」⁷³には、同年8月24日付『エコノミスト』（毎日新聞社）の記事「林子平の竹島地図」が添付されていた。韓国政府が関心を示したのは林子平作の「三国通覧輿地路程全図」であったが、実はこの地図は、第1回見解作成過程で証拠としては弱いと考えたのか見解に盛り込むことを見送られたものであった。

これらを見ると、韓国が竹島領有の新たな「根拠」を見出していたとは思われない。そもそも、日本の文献に竹島が日本領でないと書いてあると強調するだけでは韓国の竹島領有権を証明できるはずはなかった。

ただし、1965年夏の時点では韓国政府は反論作成をあきらめていなかったと思われる。1965年6月3日付「独島問題の再検討」⁷⁴という、大統領秘書室作成と推定される朴正熙大統領への報告がある。ここでは論点が三つに分けられ、それぞれ検討結果が記されているが、韓国の竹島領有の正当性への疑いは見られない。

「独島問題の再検討」では、まず「歴史的事実に関しては十分に意思表示ができているので客観的な資料は日本に決定的に不利」とある。「独島問題の再検討」の大部分は戦後の日本の占領とその処理の説明に紙数を割いているため、「歴史的事実」の意味が不明である。17世紀の米子の^{おおや}大谷・村川家の竹島での漁獵や同世紀末の「元禄竹島一件」をめぐる日朝間の交渉を指すのならば、当時の朝鮮政府が竹島を自国領であると「意思表示」した事実はない。次に、「1904年の独島の日本編入の有効性」については、「日本の侵略がその当時日本によって正当化されるよう措置〇〇〇に照らして問題なし」とある。1905年の竹島編入を日本の朝鮮半島侵略の一環としてその無効を主張したものと思われるが、1905年より前に朝鮮半島にあった政府が竹島を領有していた事実はなかった。日本側第4回見解で強調されたように、この検討結果も誤りであった。

そして、「対日講和条約における独島の地位の問題に関しては、さらに細密な研究検討が要望される」とある。SCAPIN677によって「独島が日本の領土から除外されたことが明示されたが、ふたたび日本に帰属したということを明示した文書は存在しない」と力説したものの、サンフランシスコ平和条約に明記された朝鮮に属する島には竹島がないことに不安を感じた

⁷¹韓国外交史料館所蔵資料「独島問題, 1960-64」(分類番号:743.11JA 登録番号:4568 制作年度:1964 生産課:東北亜州課) 192コマ。

⁷²前掲註(71)「独島問題, 1960-64」204~205コマ。

⁷³前掲註(10)「独島問題, 1965-71」43~44コマ。「林子平の竹島地図」では「“竹島”(韓国の呼称は独島)について、明瞭に朝鮮領と記載」という説明があり、「竹島の帰属をめぐって日韓条約の批准にも微妙な影響を投げかけようである」と結んで、読者をミスリードしていた。言うまでもなく、江戸時代に「竹島」と呼ばれていたのは現在の竹島ではなく鬱陵島である。

⁷⁴前掲註(10)「独島問題, 1965-71」20~25コマ。なお、この報告は6月18日に写本が外務部に送られているが、この前日から日韓間で「交換公文」の作成作業が始まっていた。

のであろう。「対日平和条約における独島の地位を再検討し、必要に応じて米国の見解を確認せねばならない」⁷⁵と建議された。サンフランシスコ平和条約において竹島を日本領に残した「米国の見解」は、1951年8月10日と1952年12月4日の二度にわたって米国政府から韓国政府に伝えられた。なぜそれを1965年の韓国政府が認識していなかったのか、謎である。

以上でわかるように、「独島問題の再検討」の検討結果はすべて成り立たない。しかし、その問題点を指摘する声は残されていない。それまでの日本との論争で得た情報や米国の方針が、韓国政府内で共有されていたとは思われない。あるいは、共有されたとしてもそれを無視する方針が決定されていたのかもしれない。

1965年9月29日、韓国政府は元容奭無任所長官ウォンヨンソクの主宰で、李丙燾パクファンソク、申奭鎬、朴観淑ら10名を招いて「独島に関する冊子発刊に対する懇談会」を開催した⁷⁶。懇談会では、冊子は「独島が韓国の領土であることを明らかにする」ため、歴史、国際法、地理または地政学などの諸分野から「多角的に考察論証した総合的な単行本」とするとされた。さらに「独島に関する研究書を発刊してできるだけ広く海外に宣伝するようにするという意見も」出された。

1965年11月に大韓公論社から『独島』が刊行された。『独島』は懇談会の成果物と考えられるが、日本政府第4回見解への反論ではなく、主に1960年代の刊行物に掲載された竹島問題に関する論文・記事を再録した書籍であった。韓国政府は、国内および海外での竹島問題の広報に力点を置くことにしたのであろう。

日韓基本関係条約および諸協定の批准式の前日である1965年12月17日付で外務部東北アジア課が起案した「独島領有権に関する日本側政府口上書の処理」⁷⁷には次のような説明がある。

4. 本件に関連して日本政府は独島に対する領有権を不当に主張する口述書を幾度も（詳細は別添）我が政府に送ってきています。我が政府はその度に反駁してきました。（略—筆者—）このような文書に対する反駁文書は今まで約3年程度の間隔を置いて

⁷⁵この後に「これはポツダム宣言以来対日平和条約に至るまでの日本の領土条項を研究検討するということ」と補足されている。もしこの問題意識がその後継続したのならば、1978年4月30日付の『読売新聞・東京本社版』の記事「講和条約、緊迫の舞台裏 米、「竹島領有」退ける」で報道された、1951年の米国外交文書が公開され、竹島領有を求める韓国の要求を米国が拒否し、サンフランシスコ平和条約で竹島が日本領に残された経緯が明らかになったことは、韓国政府にとって不都合な事態であったに違いない。1978年5月の韓国の竹島近海からの日本漁船排除は、米国外交文書（とりわけ1951年8月10日付「ラスク書簡」）の公開に対応して不法占拠を強化しようとしたのではないかという山崎佳子の指摘がある。なお、竹島への接近許可範囲が12海里から3海里に縮小された1949年のSCAPIN-2046に、日本船舶の「職員は重大非常事態であって、緊急立入以前に地方当局から立入許可が得られている場合を除いては右の如何なる陸地にも上陸したり、同地域の如何なる住民とも接触してはならない」とあることについて、「独島問題の再検討」には、日本人が竹島の「3海里以内に接近しようとするれば韓国当局の許可が必要ということだ。ここで注目する点は、3海里や12海里という概念は国際法上の領海の概念だ」という説明がある。漁業問題から設定されたマッカーサーラインを強引に領土問題に結び付けようとしているが、根拠となる資料は示されていない。

⁷⁶前掲註(10)「独島問題,1965-71」56～60コマ。元容奭は1964年の日韓農相会談の時の農林部長官であった。他に李崇寧イ・スンニョン、朴庚來パクギョングネ、黄相基ファンサンギらが懇談会に招かれた。

⁷⁷前掲註(10)「独島問題,1965-71」65～66コマ。この方針は外務部長官の裁可を得た（前掲註(17)「日本側の独島問題介入企図」）。文中の「反駁文書は今まで約3年程度の間隔を置いて送付したのが慣例」とは、1956年の日本政府の第3回見解に韓国政府が1959年に反論し、それに対して日本政府が1962年に第4回見解を送付したことを指すと思われる。しかしそれ以前の見解の交換が3年の間隔を置いていたわけではない（第1回の交換は1953年、第2回は1954年）。

送付したのが慣例なので、同（1962年7月13日付日本側第4回見解に対する一筆者補註一）反駁覚書の草案の作成を国内の著名な歴史学者および国際法学者たちに依頼しています。

5. しかし、来る18日の韓日両国間の国交正常化を前にして、国交正常化後には本件に関する日本政府の不当な主張を一切封鎖するために、国交正常化以前に独島領有権に対する日本の主張に反駁して本件を完結することを確実にしようとする下記のような方針で本件を処理するのはいかがかと裁決されることを願います。

(1)1965年12月17日付の駐日代表部口述書で1962年7月13日付日本外務省口述書に言及して、何度も明らかにしたように独島は我々の固有の領土であって日本政府の不法不当な主張はまったく考慮の対象にならないという内容を日本政府に伝達して本件は完結するようにする。

(2)今後独島の領有権を主張するいかなる日本政府の外交文書も、これを一切黙殺することにする。

(3)独島に対する我が警察の警備は引き続き万全を期する。

国家間に紛争があるかないかは、客観的に判断されるべきものであり、当事国の一方が「存在しない」と言えば紛争がなくなるわけではない。この文書にある「本件を完結することを確実に」する韓国政府外務部の一方的な方針は誤りである。

そして、日本政府第4回見解への反論が、韓国政府の「国内の著名な歴史学者および国際法学者たち」への要請にもかかわらず、結局作成されなかったことが重要である。1965年12月17日付口上書には日本側見解への反論はなく、「独島は大韓民国の領土の不可分の一部であって大韓民国の合法的な領域管轄権の行使下」にあると述べた⁷⁸。韓国の竹島不法占拠を既成事実として強調し、日本に認めさせようとしたのである。

なお、外務部東北アジア課は外務部邦交局（この中に条約課があった）宛の1965年10月14日付「独島に関する紛争」⁷⁹で、日本の国会では日韓間には竹島問題という紛争が明白に存在し、「交換公文」の内容に従って問題を解決せねばならないという論議が行われていると述べ、それに対応する国際法的な理論の研究を求めた。1965年12月作成と推定される「独島問題の経緯および解決方法」にある、「交換公文」の誤った解釈を根拠に竹島問題は日韓国交正常化時に解決されたという主張は、1965年のこの時点ではまだ形成されていなかった。

3. 「勅令41号」の「発見」

1977～78年以降、韓国の竹島問題研究は量的・質的に変化した。韓国政府外務部は1977年7月に『独島関係資料集(I)－往復関係文書(1952～76)－』を、同年8月には『独島関係資料集(II)－学術論文－』を刊行した。後者に収められた26本の記事・論考は1960年代がほとんどで1970年代のものは見られず、朴大鍊・朴秉陽パクデヨン編『独島』(大韓公論社1965年11月ソ

⁷⁸前掲註(10)「独島問題, 1965-71」68コマ。この主張は1959年の韓国側第3回見解に端緒が見られ、1964年3月18日・1965年5月6日・1969年11月25日・1970年11月24日・1971年10月12日・1972年5月15日・1972年12月11日・1973年5月7日・1975年11月24日・1976年12月2日付の韓国政府口上書に同様の表現がある(『独島関係資料集(I)－往復外交文書(1952～76)－』276・281・285・288・292・296・298・301・304・310頁)。

⁷⁹前掲註(10)「独島問題, 1965-71」64コマ。

ウル)所収の13本がそのまま掲載された⁸⁰。1970年代の竹島問題研究の停滞をうかがわせる。しかし、これ以後竹島問題に関する記事・論考は増加していく⁸¹。

質的な面で重要なのは、『独島関係資料集(Ⅱ)－学術論文－』所収の李漢基「独島」(「法学博士学位論文「韓国の領土」中第2章 独島部分 1969.8」と題目に付記されている)にあった、鬱陵島を鬱島に改称して島監を郡守にした1900年10月25日公布の大韓帝国「勅令41号」にある「石島」が「独島」にあたるとし、鬱島郡の管轄区域に竹島があったという主張⁸²(64頁)が、韓国の竹島領有の「根拠」に加わったことである。

「独島」の語源を「石島」とする説は、1948年6月13日付『漢城日報』(漢城日報社 ソウル)の「独島はわが地 原名はトルソム(石島)」が早期の例と思われる。1953年の韓国側第1回見解でも、「独島」という名称は「石島＝トクソム」に由来する(慶尚道方言で「ドク」は「石」「岩」を意味する)という説明が行われたが、「勅令41号」第二条「郡庁は台霞洞に置き区域は鬱陵全島と竹島石島を管轄すること」の「石島」を「独島」とする主張はまだなかった。

1977年3月10日付『淑大新報』(淑明女子大学校新聞社 ソウル)に掲載された朴観淑(延世大教授・法学)「国際法上から見た独島領有権」と李鉉淙(イヒョンジョン 国史編纂委員会編史室長)「独島領有権の史的考証」は3回にわたる韓国政府の見解をまとめたものであったが、「勅令41号」を「根拠」にはしていなかった。

韓国政府内務部が1979年3月5日に外務部長官に送付した「独島領有権問題に関連した島嶼名」には、各地の「石」や「独」を含む名称の島の調査結果の一覧表が添付されていた⁸³。おそらく、「勅令41号」を竹島領有の「根拠」とするための調査が行われたのであろう。

1987年12月に刊行された『地名由来集』(同書編纂員会編 建設部国立地理院刊)では、「独島」について「本来、石でできた島なので慶尚道の方言で‘トクソム’〔トルソム〕』と言っていたのが‘独島’になったのだ。漢字では‘石島’と言った。」と述べ、「勅令41号」の「石島」は竹島であると説明がある(334頁)⁸⁴。1980年代、「勅令41号」は韓国政府の刊行物に

⁸⁰『独島』所収の朴庚來「独島領有権の史・法的な研究」と『独島関係資料集(Ⅱ)－学術論文－』所収の朴庚來「独島－歴史上国際法上の研究－」(『国会報』35 1964年3月)は同一である。「独島領有権の史・法的な研究」は「1962年最高会議報掲載」と題目に付記されているが存在しない。

⁸¹たとえば、梁泰鎮『独島研究文献輯』(景仁文化社 1998年7月 ソウル)の「韓国語 論文類」(29～53頁)では、1950年代まで20本、1960年代35本、1970年代53本(うち1977～80年が38本、1980年代38本、1991年以降50本(うち1996年が37本))となっている。前掲注(1)『竹島問題の起原－戦後日韓海洋紛争史－』終章参照。なお、韓国外交安保研究院の1978年の44件の研究課題の中に「独島周辺水域の漁撈問題」と「独島領有権問題」があった(大韓民国外務部編刊『韓国外交30年』(1979年8月) 334頁)。

⁸²この主張について筆者は、李漢基『韓国の領土』(ソウル大学校出版部 1969年10月)(250頁)が初出と考えてきた(前掲注(69)「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(上)」44頁)が、1966年6月7日付『ソウル新聞』に「独島に新資料 漢陽大李宗馥教授発見 光武4年官報に明示日本の公示より5年早く」という記事があり、この記事が正しいなら「根拠」の「発見」者は李宗馥になる。

⁸³韓国外交史料館所蔵資料「独島関連資料,1979」(分類番号:743.11 登録番号:26260・13471 制作年度:1979-1979 生産課:日本担当官室)13～32コマ。

⁸⁴同書ではまた「独島」について次の説明をしている(177頁)。「我が国では無人島を‘不毛島’または‘テーソム」と呼んだ。しかし日本人たちは独島を‘タケシマ’〔竹島〕と言って自分たちの領土だと言い張っている。わが国では“テーモリ”〔禿頭〕の“テー”のように不毛、無人を‘テー’というのだから‘テー’がテーナムの‘テー’〔竹〕になって日本語の‘タケ’〔竹〕に変わって、結局禿島が日本語で‘タケシマ’〔竹島〕と書かれるようになった。日本人たちは我々の独島を貪欲にしつこく自分たちに属すると言っているが、自分たちが呼んでいる‘竹島’という言葉自体が我が国の言葉に由来していることを知って、一日も早くそのような主張をやめねばならない。」この説明にはまったく根拠が無く、同書全体の記述の信憑性をも疑わせるものである。

「根拠」として登場したのである。

竹島の呼称が、「于山島」（韓国のいう竹島の古くからの呼称）ではなく、なぜ「石島」なのかをはじめ多くの疑問が発生し、「勅令 41 号」は竹島領有の「根拠」にはなりえない（塚本孝「竹島領有権をめぐる韓国政府の主張について：政府広報資料『韓国の美しい島、獨島』の逐条的検討」（東海大学法学部編刊『東海法学』52 2016 年 9 月）91～92 頁）。しかし、1905 年の島根県編入前に竹島は大韓帝国の領土であったことを示すとして、この主張は現在韓国政府の採用する所となっている。「勅令 41 号」だけでは竹島に対する「国家権能の平穩かつ継続的な表示」の権原を欠くという致命的な欠陥があるにせよ、韓国にとって「勅令 41 号」は、朝鮮半島にあった政府が竹島を自国の領土としてきた証拠がないという現実を忘れさせてくれるものであった。